

令和6年第2回竹原市議会定例会議事日程 第2号

令和6年6月24日（月） 午前10時開議

会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 高重 洋介 議員
- (2) 松本 進 議員
- (3) 宇野 武則 議員

令和6年6月24日開議

(令和6年6月24日)

議席順	氏 名	出 欠
1	平 井 明 道	出 席
2	村 上 ま ゆ 子	出 席
3	蕎 麦 田 俊 夫	出 席
4	下 垣 内 和 春	出 席
5	今 田 佳 男	出 席
6	山 元 経 穂	出 席
7	高 重 洋 介	出 席
8	堀 越 賢 二	出 席
9	川 本 円	出 席
10	大 川 弘 雄	出 席
11	道 法 知 江	出 席
12	吉 田 基	出 席
13	宇 野 武 則	出 席
14	松 本 進	出 席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 笹原章弘

議会事務局係長 木原昌伸

説明のため議場に参加した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	今 榮 敏 彦	出 席
副 市 長	新 谷 昭 夫	出 席
教 育 長	高 田 英 弘	出 席
総 務 部 長	向 井 直 毅	出 席
企 画 部 長	國 川 昭 治	出 席
市 民 福 祉 部 長	森 重 美 紀	出 席
建 設 部 長	岡 崎 太 一	出 席
教育委員会教育次長	沖 本 太	出 席
教育委員会参事	大 橋 美代子	出 席

午前10時00分 開議

議長（大川弘雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

お手元に議事日程第2号を配付いたしております。この日程のとおり会議を進めます。

日程第1

議長（大川弘雄君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の順位は、お手元に配付の令和6年第2回竹原市議会定例会一般質問一覧表のとおり決定いたしております。

順次質問を許します。

質問順位1番、高重洋介議員の登壇を許します。

7番（高重洋介君） おはようございます。

令和6年第2回定例会、一般質問をさせていただきます快政会の高重洋介でございます。今日は、大先輩が私の後に控えておりますので、しっかりと皆様に聞いていただけるように一般質問を行っていきたいというふうに思っております。

1つ目に、公共施設ゾーン再整備検討事業について。

公共施設ゾーン再整備検討事業に係る取組状況について5月17日全員協議会にて議会に説明がございました。内容は、旧ゆめタウン店舗と敷地を建物の所有会社が破産管財人を通じて市に寄附を申し出たと説明があり、併せて旧ゆめタウン駐車場と旧かつはらについては、土地建物の購入費として約1億1,800万円の費用を見込み、取得したいと考えているということでしたが、翌日の中国新聞では、すぐにでも寄附を受け、事業が進められるような記事が掲載され、多くの市民が誤解をされ、問合せもありません。

そこで、質問に入ります。

1つ目に、本年4月末に竹原市は消滅可能性自治体として中国地方でもトップに挙げられ、また竹原火力3号機は2030年に廃止または休止となり、今後これまで以上の人口減少や財政的にも大変厳しくなるであろうと考えます。そんな中、70億円から80億円かけた複合施設が本当に必要であるのか、また今後市民の負担にはならないのか、お尋ねをいたします。

2つ目に、旧ゆめタウンの解体費は国の補助金で解体費の4分の3が利用できるとの説

明がございました。国の補助金を受けるためには詳細な事業計画が必要と考えますが、全協では詳しい説明もございませんでした。現時点での補助金がもらえる根拠をお尋ねいたします。

すみません、少し暑いので、上着を脱がさせていただきます。

2つ目に、一般社団法人まちづくり機構についてお伺いいたします。

まず、訂正する箇所がございます。2つ目の質問の中で、2番目のところですが、海運会社の「海」が「開く」になっています、これは「海」の海運会社ということです。大変申し訳ございません。

1つ目、今年度、2億円近い予算が組まれておりますが、5月の総務文教委員会の説明ではほとんどの事業が委託でございます。市内の事業者に委託できるものはすべきと考えますが、お考えをお聞きいたします。

2つ目に、昨年8月23日、竹原港への外航クルーズ客船誘致に向けて東京都港区の海運会社で交渉の際、プレゼンテーションを行うため、タネットへにっぽん丸誘致PR動画の制作を依頼していますが、見積りや支払いはどのようにされておられますか。また、この誘致に関わった一般社団法人竹原観光まちづくり機構、竹原市地域振興アドバイザーの伊藤智禧氏とは、誰がどのような経緯で任命したのかをお尋ねします。

壇上での質問は以上でございます。

議長（大川弘雄君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 高重議員の質問にお答えいたします。

1点目の公共施設ゾーン再整備検討事業についての御質問でございます。

先月開催していただきました全員協議会におきまして、破産管財人からの寄附の申出とこれまでの検討を踏まえ、現市庁舎跡地と旧ゆめタウンエリアを一体的に活用した複合施設の整備と民間機能の誘導を進めていきたい旨の説明をさせていただいたところであります。

事業費につきましては、御質問に対して現時点での大まかな見込みを申し上げましたが、今後の経済情勢も踏まえ、官民連携手法の活用や事業内容の精査により、さらに縮減していかなければならないものと考えております。

本市におきましては、他の自治体と同様に人口減少が続き、今後も厳しい情勢が見込まれるところであり、人口減少やにぎわい、活力の低下に少しでも歯止めをかけるために危

機感を持って取り組まなければならないと強く感じております。このため、市民ニーズを踏まえ、多くの人々が集まり多世代が交流できる、これまでにない新たな機能を設けることにより、にぎわいと活力の拠点として整備してまいりたいと考えております。

これらの取組を確実に進めていくための財源確保としましては、公共機能部分については国の補助金が2分の1、残りは交付税措置のある起債を活用することで市の負担が約4分の1となり、民間機能を誘導するための既存建物の解体に対しては、国の補助金が2分の1、残りは民間事業者へ有償貸付けできるスキームとなっております。これらの補助金につきましては、これまでの全国的な整備事例や本市の事業概要を踏まえ、国や県と協議を行い一定に補助要件を満たすことを確認しており、今後詳細な事業計画を作成し、国への申請手続を進めてまいりたいと考えております。

公共施設ゾーンの再整備事業につきましては、本市の将来を見据えたまちづくりとして、多くの人々が集まり多世代が交流できるにぎわいと活力の拠点となるものであり、まちの中心に新たな価値と機能を生み出していけるよう市民の皆様に十分に説明をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の一般社団法人竹原観光まちづくり機構についての御質問でございます。

竹原観光まちづくり機構につきましては、観光地域づくりの旗振り役として、持続可能な観光まちづくりを実現するために竹原ブランドの形成に向けて戦略的に取り組み、地域の活性化に寄与することを目的として令和4年12月に設立し、ブランディング事業やプロモーション事業など、様々な事業を実施しているところであります。

これらの事業の実施につきましては、最大限の事業効果につなげるため、事業内容により専門的知識や最新技術、ノウハウを有する外部の事業者等に委託して実施しているところであり、市内に事業の実施が可能な事業者があれば、その事業者も含めてプロポーザル等を実施し、委託先事業者を選定していくこととしております。

次に、クルーズ船誘致に向けた取組につきましては、プロモーションに関する提案など、竹原観光まちづくり機構を窓口として対応したもので、竹原市をPRするためクルーズ船を運航している企業を訪問し、観光資源だけでなく行政や商工会議所、観光協会が誘致に向けたプロモーション動画を制作いたしました。このプロモーション動画につきましては、令和5年度観光プロモーション事業の一環として株式会社たけはらケーブルネットワークにおいて制作したもので、同社から見積書を徴した上で発注し、事業完了後に請求書に基づき適切に支払っております。

また、クルーズ船を運航している企業を訪問する際、当該本人から、竹原市または一般社団法人竹原観光まちづくり機構の立場で参加したいとの要望を受け、企業訪問の際に訪問用に一般社団法人竹原観光まちづくり機構竹原市地域振興アドバイザーの肩書を付した名刺を用意したものであります。

以上、答弁といたします。

議長（大川弘雄君） 7番高重議員。

7番（高重洋介君） それでは、再質問のほうに移らさせていただきます。

まずは、公共施設ゾーンのほうなのですが、国の補助金、なかなかこの言葉が一般市民の人にも分かりにくいのですが、4分の1となったり、2分の1と違ってありますが、今の旧ゆめタウンを譲り受けて解体するには4分の3の補助金が使えますよと、竹原市は4分の1で済みますよということでしょうけど、これは先ほども答弁書にあったように見込みなのですよ。これは見込みで進めていかれるということは、果たしてこれがもし見込みどおりにいかなかった場合はどうなるのか、これは誰がどう責任を取るのか、その辺についてお伺いをいたします。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） まず、財源の担保はどうであるかという質問でございます。

このたびの公共施設整備につきましては、国庫補助としまして国土交通省の都市再生整備計画事業補助金を活用することとしております。こちらにつきましては、施設等を集約化でコンパクトになることにより、国庫補助裏に有利な起債も充当されるということございまして、公共施設整備については4分の3程度の財源が確保できるという内容でございます。

また、整備エリアの拡充によります民間機能を誘導するスペースも生まれることで、民間機能誘導に必要となる既存施設の解体については、国土交通省の新たな補助メニューの活用に加えて、こちらの補助メニューについては2分の1の補助でございますが、こちらの活用に加えて跡地のほうを民間のほうへ有償で貸し付けるという可能性もございます。これらの補助金につきましては、答弁にもございましたように、これまでの全国的な整備事例や本市の事業概要を踏まえ、国と県と協議を行い、一定の補助要件を満たすことを確認しております。こちらにつきましては先日も担当の職員が事前協議ということで国、県と協議をさせていただきましたが、一応補助要件には該当しているということをお知らせいただいているところでございまして、今後詳細な事業計画を作成いたしまして、国への申

請手続も含め、有利な財源の確保に向けて、最大限この補助金が活用できるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

議長（大川弘雄君） 7番高重議員。

7番（高重洋介君） 今回の答弁はみんな書かれていますよ、私が聞いたのは、これは100%もらえるのか、もらえなかった場合には誰が責任を取るのか、そういうことを問うているのであって、そういうもう説明はいいですから、端的に答えてください。

それと、補助金をもらうための事業を行うような形ではないですか。補助金をもらうために複合施設をどういう形で建てていくか、これは竹原市のにぎわいとか、竹原市のまちのつくりとか、そんなもの関係ないわけですよ。ただ、補助金をもらうためだけにこの事業を進めると、もしこの事業がうまく補助金が出ない、そういったときに誰が責任を取るのか、そういうことを聞いているのです。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 今回の複合施設につきましては、ホールや図書館、子育て支援機能などを複合化し、利便性の高い空間に向けて検討を進めているところでございます。

まず、財源につきましては100%かということではございますけれども、国のこういった補助金につきましても100%ということになりますと、交付決定を待つということになります。対象になるであろうということで現在進めさせていただいております。なお、補助金の状況につきましては、随時皆さんに報告をさせていただきながら進めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 7番高重議員。

7番（高重洋介君） 今まででもそうですけど、補助金ありきの事業で結果が出たことがあるのかなど。例えば、近々でいいますと福祉会館です。補助金を頂いて芝生の公園を造ると、防災の拠点、避難所も兼ねたものも含めてと言いながら、この前、もう草が生えてぼろぼうではないかと言えば、言われてから草刈りをするとか。補助金をもらうための事業を、市民の本当にそれがためになるのでしょうか。

確かに、そういうものを造るためには、おいしいメニューといいますか、よりよい補助金があるほうが市にとっては有利なのかもしれませんが、今現在、この消滅可能性自治体となり、竹原火力の3号機が廃止または休止になるかというときに、10年後を見据えたまちづくりが本当にこのままでいいと考えているのか、そしてあなた方が考えるにぎわ

いとは何ですか。きれいごとだけを並べて、常にきれいごとばかりですよ、いつも。でも、実際にはそのようにっていないではないですか。そのにぎわいとは何でしょうか。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） にぎわいとはという質問でございます。

にぎわいという観点につきましては、個々の方々それぞれ解釈が違う部分もあるかと思えますけども、やはりこの中心地に多くの方が集まり、またそういった方が集まることによりまして地域が活性化していくと、そういうものをにぎわいと考えているところでございます。

議長（大川弘雄君） 7番高重議員。

7番（高重洋介君） いろんな形のにぎわい、市民の心のにぎわい、そういったものがあると思うのですよ。形だけではないのですよ、そういうものは。

私が議員になった頃には、住みよさ実感というようなキャッチフレーズもありました。誰も実感していないですよ、形だけですよ、いつも。本当に住みよさが実感できるまちなり了吗か。

また、今年に入り消滅可能性自治体、中国地方でもトップクラス、竹原火力の3号機の休止もしくは廃止を受けて、大変市民の皆さんは不安を感じております、将来に。そんな中で、これ以上公共施設、お金がかかるものが必要なのか、箱物が必要なのかという声もたくさん聞いております。

まずは、消滅可能性自治体、そして竹原火力3号機の廃止または休止について、そのことを受けて、今後竹原市がどのように向かっていくべきなのか、どういうふうなお考えかを市長にお聞きしたいと思えます。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） まず、消滅可能性の高い都市ということで、先日人口戦略会議のほうが発表されたところでございますが、確かにその発表につきましては本市におきましてはやはり憂慮すべきことと捉えているところでございます。

本市につきましては、これまでも子育て支援施策等の充実を図ってまいりながら、また移住・定住施策、観光振興等取り組んできたところでございますが、そういう発表になったという内容でございます。こちらについては、若い女性、いわゆる子供を産む世代の女性の減少が大きいということからそういう発表になったということでございますので、そういう方にニーズがあるといえますか、効果のある施策を検討しながら取り組んでまい

りたいと考えております。

また、J-POWER 3号機のことをごさいます、こちらにつきましては、国のほうが2050年のカーボンニュートラルということを出してございまして、J-POWERさんにおきまして、今回の中期戦略計画の中で検討ということでそういう発表をされたところをごさいます。確かに、竹原火力につきましては、雇用の場あるいは税金、地域経済において大きな事業者であるというふうには考えているところをごさいます。確かに3号機のほうがそういう形になりますと、影響もあるということでございまして、市については、3号機についても適宜対応してまいりたいと考えてございまして、財政的な面につきましても、当然税金が減少するという部分もございまして、交付税での算入はございまして、税金が下がるということについては、財政健全化にしっかり取り組んでいく必要があるかと思っております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 7番高重議員。

7番（高重洋介君） 税金が下がるという、もちろんそういうことはありますよね。最初、消滅可能性自治体ということで、私はこれは少しは気にしてはいたのですが、そんなには、これからの展開によれば竹原がそこから脱するというところもあるわけですが、この竹原火力の3号機、この問題はすごい竹原にとって大きな問題だなど。まず、雇用の問題もあります。下請で働いている人が職を失うとか、事業所がなくなるとか。そうすると税金ももちろん減りますが、竹原市内の人口も減ります。そして、何より竹原で商売をしている人たちのお客さんが減ります、悪循環ですよね。

そうした中、今回のこの複合施設のお話が本当に竹原に必要なのか。もちろん、これから図書館や市民館、その他いろんなものがこの中心部に集まって、この場に集まってくると思っておりますが、本当に将来を見据えた竹原市に似合うものが必要ではないかなど。無理して土地をもらい、土地を買い、する必要がどこにあるのかなど。

これまで、市制65周年を昨年迎えたわけですが、それぞれのときのそれぞれの立場の人がいろんなことをやってこられました、だったらなぜ今どうして竹原市がこのような形になっているのか。県内でも、もう最低です、本当に。その理由はどこにあると思っておりますか。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 本市におきましては、第6次総合計画におきまして、基本理念

として生まれてよかった、住んでよかった、帰ってきたい、住んでみたいというものを将来像としてこれまで施策に取り組んできたところがございますけども、その中で子育て支援施策、移住・定住と取り組んできたところではございますが、やはり結果的に若い世代の方が進学時あるいは就職時に流出しているという状況でございます。

こういった現象を担ったという部分につきましては、これまでの取組に加えて、さらにそういった施策に取り組んでいく必要があるのだということだと考えておりますので、結果は結果として受け止めながら、今後しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

議長（大川弘雄君） 7番高重議員。

7番（高重洋介君） なぜこのようなまちになったか、それは市政運営が悪かったからです。会社と一緒にではないですか。幹部職員がしっかり計画を立てて市をどういう方向に向けていくか、それが間違っていたのではないのですか。

住みよさ実感と言いながら、住みよさ実感をすることもできずに、先ほどもいろんな言葉を言われましたけど、きれいごとしか並べないのですよ、形ではないのです、心なのです。みんなの心の中が本当に竹原に住んでよかったと思えるようにならないといけないのですよね。大変失礼な言い方かもしれませんが、これまでのことを反省し、今後に生かしていかないと、本当に消滅してしまうのではないのでしょうか。

10年ぐらい前でしたか、庁舎移転のときの特別委員会がございました。特別委員会で言ったのか、一般質問で言ったのか、ちょっとよく覚えていないのですが、私がPFIを利用して民間企業と複合施設を造って、市役所をその中に入れ、ハローワークや郵便局、病院または商業施設、そういったものの考えはないかと言ったときに、ありませんという答えがありました。ですから、私は基本的にはこの考え方は反対ではありません。しかしながら、10年前と今では時代が違います。ましてや、本庁を今造っているときに、複合施設と一緒にという話ではありません。10年前は庁舎をどこに持っていくか、どうするか、そういった中の話で、市民館も図書館もいろんな施設を含めて複合施設を造りませんかというような提案をしたことがあります。しかしながら、市の答えはノーです。あのときにもしそういう方向でいってれば全てがうまくいったのではないかなど。終わった話をするわけではございませんが、基本的には反対ではございませんが、必要でない土地を購入してまでやる必要が、竹原市の財力です。これからは、あるとは思えません。市民の負担にしかならないと思うのです。その辺についてお聞きします。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 今回の複合施設におきましては、先ほど議員のほうからもございましたように、J-POWER 3号機の財政的な問題、また消滅可能性の高い都市ということも踏まえましてどうなのかということはございますけれども、本市におきましては、そういう中で住んでみたいという町になるには、この中心地に一定のこういう機能を持った施設が必要、本市の将来を見据えた場合には、ホールや図書館、子育て施設、そういったものが複合化し、多くの人が集まる施設が必要なものと考えております。

たしか、どういったものを整備するかということについては、まだ現在、民間事業者のサウンディング調査、どういうものが必要であるかという調査中でございますので、しっかりしたものをお示しすることはできませんけれども、よりよい提案をいただきながら様々な可能性を踏まえ、まちの中心に新たな価値、また人が住んでみたいと思えるような中心市街地にできたらと思っております、市民の皆様と共に取り組んでまいりたいと考えております。

議長（大川弘雄君） 7番高重議員。

7番（高重洋介君） 中心部に住んでる方々はいいですよね。吉名や北部は出張所の廃止、そういった中で全て物を中心部に持っていく。

例えば、この説明の中に災害時に安心して避難できる施設と書いてありますよね。北部の人たちがどうやってここまで来るのですか。東野や北部は平成30年の豪雨災害で一番の被害ですよ。いまだにその避難場所がないのですよ。そういうところを整備しないといけないのではないのですか。皆さん、同じように税金払っているのですよ。確かに、中心部に力も要ります、集まる場所ですから。でも、それだけではないのですよ。それだけでは住みよさは実感できないではないのですか。その辺が私には理解ができないのですが、では皆さん中心部に引っ越ししてこなければならなくなりますよね。

竹原市民は2万3,000人を切ったと思いますが、皆さんがそれぞれ我慢もしながら、納得がいくまちづくりをしていかないといけないのではないかなというような私は思いがします。

また、細かい話をいたしますと、図書館が約3倍近い広さ、これも必要でしょうけど、これから本当に人口に対してそれだけの広さが要るのかなと。あと、子供支援ですか、そういうもの、例えばそこにありますふれあい館ひろしまさん、本当に今の場所がいいのか、そういった施設に入っていて、今補助金を出している中から家賃を頂いたりすることもできるのではないかなと。

先輩議員もよく言われます、私もこの前、夕方通りました。やっぱりルールは守らないといけないというのは、私が加盟する団体でふれあい館さんに少し設立記念のことで寄附させていただいたことがあるのですが、そのときにルールを守ってくださいねということをもまず言いました。駐車場です。道路の脇で子供が出入りしている、あれは本当に非常に危険だと思います。そのこともふれあい館さん自体は気をつけているのですが、そこに連れてくる親御さんたちの思いというか、伝わっていないというか、そういうことも鑑みて、事故が起きる前に、例えばこういうものがあるのであれば話を持っていくとかということも必要ではないかなというような思いがします。決して認めたわけではないのですが。

あと、取りあえずまちの中心部に拠点を持ってくるという中で、例えば防災の避難についてとか、実際には今、先ほども言いましたように、吉名、北部の出張所の廃止の中で、中心部だけに力を入れるということについてどのようにお考えかお聞きをします。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） まず、今回提案させていただいておりますのは、中心市街地の活性化計画ということで複合施設の取組を報告させていただいておりますけれども、私も忠海に住んでおりますけれども、この町、忠海が非常に好きだということで住んでおりますが、市内には北部地区では今現在学校の適正配置だとか、中通地区の河川改修、市内では様々な事業に取り組んでいるところでございます。

今回は中心市街地の複合施設ということではございますけれども、限られた財源の中で市内各地において今必要な施策について取り組んでいると考えているところでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（大川弘雄君） 7番高重議員。

7番（高重洋介君） 箱物って維持費がかかるではないですか。今でもそういった維持費がかかっております。今度、10年後には恐らく竹原中学校学区内の小学校が1つになるうとするわけですね。そうしたら小学校も余ってきますよね、そうした中で、本当にこんな施設が必要になってくるのかなと。また、時代が過ぎた10年後の人たちが苦勞するものを残していくのかなというような思いもあります。

どうしても進めたい、どうしても必要であるという、そういうものを市民にもしっかりと説明をしていただき、まず我々が納得しないと、我々は市民の代表であります。我々は市民からいろんなことを言われます。特に今、今朝も先輩議員と話したけど、議員は何し

ている、つまらないとかという言葉が結構あちこちで出てきています。それを真摯に受け止め、しっかりとやるべきことは言う、やるべきことはやる、協力するときには協力する、それが我々の立場ではないかなというふうに思います。

それで、どうしてもこの事業を進めたいというのであれば、多世代のにぎわいって今おっしゃられましたよね。私はその複合施設、民間が行うのかどうか分かりませんが、そうした商業施設があり、その中に市民館や図書館がある、その上にさらに子育て住宅を造っていただきたいと。それも3万円台で住める子育て住宅、もともと今の子育て住宅は旧市立体育館を解体するために造ったわけです。これは私は年に2回ぐらいずっと言ってきました。そしたら、子育て住宅ができたわけです。でも、あんな子育て住宅を正直言って私は望んでなかったのです。3万円台でいいのですよ。子育て世代の皆さんは苦勞しております。そして、多世代というのであれば、75歳以上の免許を返納した方とか、運転免許のない方、そういった方々も住めるような住宅と一緒に造っていただきたい。それが本当の多世代のにぎわいになるのではないかなというような思いがあります。市民が本当に望んでいることを行っていただきたい。購入に対して、いろんな市民からの声もあります。厳しい声がほとんどです。それは市長の耳にも入っていると思います。しかしながら、決断をしていくのは市長だと思います。しかし、我々はいいものには賛成するけど、そうでないものには反対しないといけません。なぜかといえば、市民のためなのです、これが。言葉は悪いかもかもしれませんが、さんざん今まで家賃が入ってきた中で、そういった経営をしてきた中で、今回このようなことになっているわけですから、果たしてそれがどうなのかなという、正直なかなか言いにくいところで言葉を選ぶのですが、そういった思いのある市民の声も多い。しかし、その中で市のために決断していかなければならないという思いと。

今後この事業に対してどういった説明、どういった方向性になるのか、しっかりと常に説明をしていただきたいというふうに思うのですが、その辺についてはどうでしょうか。

議長（大川弘雄君） 副市長。

副市長（新谷昭夫君） 今回の複合施設整備につきましてのお話につきましては、施設の内容につきましては、老朽化したホールでありますとか交流センター、それから子育ての関係の児童館等も古い状態になっておりますので、こういった機能という部分は、市の人口の動態ということなど今後の状況も踏まえて、一定に規模も適正な規模、当然縮小は少ししていく必要があると思いますし、図書館につきましても規模をおっしゃいましたけれ

ども、一定に蔵書というか、皆さんにいつも見ていただく部分だけでなく保管している蔵書という部分も相当ありますから、そういった部分を保管していくスペースも含めて少し現状の図書館よりは大きいスペースを検討しているというところでございます。

また、いろんなことの御提案もいただきましたけれども、昨年来から今年にかけても、市民の皆さんのいろんな御希望というかニーズといったようなこともお聞きしながら、この計画というものを今後も意見を伺った上で最適なものとしてつくっていきたいというふうに考えております。

財源の問題とかいろいろございますけれども、最初に申しあげましたいろんな補助金というものを十分有効活用しながら、市の一般財源というのを最小限にとどめるという形の中で、ここの場所に市民の多くの皆さんが集えるような場所として、ぜひ整備を進めていきたいというふうに考えております。

議長（大川弘雄君） 7番高重議員。

7番（高重洋介君） すみません、先ほど多世代で子育て住宅とかというお話をしたときに言い忘れていたのですが、今の子育て住宅が、あれは20年子育て住宅として民間業者が竹原市に貸してくれているわけですけど、あと10年なのですよね、10年たったら子育て住宅がなくなるということで、ちょうど時期的にこれが10年後の計画であればそういったものも必要ではないかというような提案でございます。

そして、先ほど副市長が言われたように、必要なもの、図書館にしる、市民ホールにしる、これは絶対に必要であります。しかしながら、必要でない土地を購入してまでやる必要はないので、この場で間に合うようなものを造るべきではないかなと。

確かに、一応、道路の立ち退きとかという問題もあるとは思いますが、多少この土地が狭くなるような。しかしながら、そういった中、うまく活用してやれるようにするべきではないかなと。ある方には土地を無料で提供していただいて、ある方には土地を購入しますよというのがどうなのかなというような私は思いがあります。全部寄附してもらえばいいではないかと言うけど、私が持ち主だったら、何で寄附しないといけないのかなとは思いますが、なかなかその辺は難しいと思います。

もう一点、細かい話ですが、旧かつはらの建物も2,200万円ぐらいだったかな、で購入すると思います。あの建物はどういうふうに生かすのですか。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） あちらの建物につきましても、取得後解体し、一体的な整備エ

リアの中として活用する予定でございます。

議長（大川弘雄君） 7番高重議員。

7番（高重洋介君） 土地も購入して、壊す建物も購入するということですか。それ、普通は土地を購入するときに解体費を差し引いて大体買うものですよ。その辺についてはどうなっているのですか。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 建物付きの土地の購入につきましては、当然建物の解体費を考慮してという形になるかと思えますけども、あちらの建物につきましては、まだ耐用年数が複数年残っているということから、建物そのものの価値もまだ残存しているという状況でございますので、そのような購入になってきます。

議長（大川弘雄君） 7番高重議員。

7番（高重洋介君） ちょっと分かりやすいように言ってください。だから、建物をお金を出して買って、お金を出して解体するということがいいのですよね。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） はい、そうですね。建物にも資産価値があるということから購入し、その予定でございます。

議長（大川弘雄君） 7番高重議員。

7番（高重洋介君） この件に関しては、午後からまた先輩議員から質問が出ておりますのでこの辺にさせていただいて、午後からは、あのドアを閉めたほうがいいと思います。

DMOのほうの質問に行かさせていただくのですが、予算のときもかなりいろんな質疑が出たと思います。このDMOのまちづくりのところに1億9,000万円、約2億円近い予算が組み込まれていて、そのほとんどが委託事業となっておりますよね。その委託事業でどのような展開になるのかなど。恐らく、市内業者でこれを委託できる場所はプロモーションビデオとかタネットさんがありますが、どうなのかな、その辺が使われていくのかな、公設民営でもありますし、できればそういった仕事も地元に出していただきたいというふうに思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 事業の業者への委託についての質問でございます。

事業を業者等へ委託する場合におきましては、直接実施するよりは、業者の持つ経験あるいはノウハウを生かして取り組むほうが事業としてより効果があるだろうという観点か

ら委託しているところでございます。

委託事業者につきましては、当然市内事業者も含め、いわゆる公募をさせていただいておりますので、市内で対応できる事業者がありましたら、当然市内事業者のほうに委託している状況でございます。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 7番高重議員。

7番（高重洋介君） 総務文教委員会の際に説明がいろいろございました。市の組織とは別組織というような考え方、しかしながら市の職員3名、4名が派遣され、市長も副市長もその中に役員としているわけですね。地域協力隊が2名と、あと執行者としてNIPPONIAから1名。これ、NIPPONIAから今までずっとこの2年間4人ぐらいの方が来られているのですが、なぜそこの方ばかりがこの執行部に入ってくるのかなど。その辺がどうなのかな、公平性というか癒着というか、変に見られれば見る人もいらないのではないのですかね。その辺はどのように思われてですか。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） NIPPONIAと申しますか、運営会社でありますバリューマネジメントさんから1人人材を派遣いただいているところでございます。

バリューマネジメントさんにおきましては、日本各地でああいった古民家を活用して、本市でございますと旅館でございますが、その他いろいろなショップ等を介し、町並みの再生、にぎわいを手がけている事業者でございます。

本市におきましては、総務省の地域企業人派遣事業というものを活用いたしまして、バリューマネジメントさんから派遣をいただいているものでございまして、そういう流れの中で、国の制度に乗っかって派遣をいただいているという状況になっております。

議長（大川弘雄君） 7番高重議員。

7番（高重洋介君） これはもちろん、報酬は竹原市、DMOのほうからですか。お聞きします。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 総務省のほうの特別交付税措置というものがございまして、そちらと、現在については市のほうでも負担しているところでございます。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 7番高重議員。

7番（高重洋介君） 専門の方なので、しっかりと働いていただければいいと思います。

あとは、その委員会の折に、課長さんが正直これだけ委託事業やったら別に今までのところで市でできるのではないかというような意見も出ていましたし、私もそう思います。ただただ補助金をもらって、その補助金の中から、仕事は委託、ただトンネルみたいなDMOが形ではないですか、これ。どうして今までどおりの体制でできないのかなということは思うのですが、その中で言われたのが、市でできないことをDMOとしてやっていただくという言葉があったのですが、市ができないことって何ですか、これは犯罪を犯すのですか、そうではないでしょう。市ができずにDMOならできるというのは何があるのですか、お聞きします。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 先月の委員会報告の内容だと思いますけれども、すみません、ちょっと言葉に一部誤解があるかと思いますが、市ができないということではなく、市がやるよりはより効果のある竹原観光まちづくり機構に委託しているという内容でございます。

議長（大川弘雄君） 7番高重議員。

7番（高重洋介君） もともと職員さんですよ、どこがどう違うのか。時間がないので次へ行きますが、いろんなプロモーションビデオとか、いろんな作成をされると思います。しかしながら、四、五年前、コロナの前に台湾に向けたプロモーションビデオを2,000万円の予算で作っていますよね、2,000万円ですよ、その効果はどうだったのですか。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） そのプロモーションビデオは、確かに東広島、この広域で連携をいたしまして台湾のほうへプロモーション活動を実施したところでございます。こちらにつきましては、確かにコロナ禍ということで、広島空港への海外便も休止していたということでございまして、なかなか効果測定が難しかったという状況でございますけれども、本市の外国人来訪者を見ますと、県内ではやはり広島は平和記念公園等がございまして、欧米の方が多くいらっしゃいますけれども、本市においては台湾をはじめ東アジアの方が多くいらっしゃる部分もございまして、一定にそういう周知が図られているものと考えております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 7番高重議員。

7番（高重洋介君） アジア系の人が多いというけど、その多い基準が何なのかがよく分からないのですが、どこを基準に多いって言われるのか。それとこれ、費用対効果として2,000万円の本当に費用対効果があったのか。それと、先ほど言われたように、コロナ禍のためにあまりうまく発信ができていないような言い方でしたが、では今DMOがやっていること、もしもう一度コロナが広まったときにこれはどうなるのですか。同じようなことになりますよね、このプロモーションビデオがコロナによってうまくいかなかったよって今言われましたよね。では、DMOの今やっていることが、またコロナ禍がこうもし世界中、違う病気でもいいです、なったときに同じことになりますよね。その辺についてはどうでしょう。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 確かに、コロナ禍ということは世界的なパンデミックということで、人の移動が世界的に縮小と申しますか自粛されていたということでございますので、我が国のみならず、世界的にそういう観光の部分については人が動かなかったという状況でございます。

コロナ禍、もし将来そういうものが来たらということではございますけれども、そういうリスクはございますけれども、観光については毎年毎年取り組んでいくことにより竹原の認知度、ブランディングを図りながら取り組んでいくということが観光客の誘致につながると考えておりますので、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

議長（大川弘雄君） 7番高重議員。

7番（高重洋介君） それはそうですよね、コロナがあるから何もできないで停滞したのでは前に進むことができないので、それはちょっと言葉のあやなのですけど、実際には2,000万円もかけたプロモーションビデオを実はコロナでというところは実際にあつたわけですから、今後そういうことを考えながら前に進んでいっていただきたいという表現の質問であります。

そして、予算のときにもいろいろ質疑が出ていましたが、このDMOで今回ふるさと納税のほうに関わって、9,000万円の今から入るであろう寄附金を予算につけております。これ、もし例えば昨年度が1億円の寄附金で、今年度の目標が2億円として、その半分以下、結局返礼品と手数料を引いた9,000万円をDMOのほうに予算をつけていますが、これがもし今年度並みの1億円もしくは5,000万円ほどしか入らなかった場合

にはどうなるのでしょうか。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） ふるさと納税の関係でございますが、こちらにつきましては議員がおっしゃいますとおり9,000万円を超える予算を計上させていただいているところでございます。

こちらにつきましては、ただし全額をすぐ支払うというものではございませず、どうしても月によりふるさと納税額は、年末になると増えるとか、そういう状況もございまして、昨年度の納付実績に基づきまして3回に分けて支払いをさせていただいておりますので、一定に入らないのに支出するというのではなく、そういう形で実績に基づいて支出させていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 7番高重議員。

7番（高重洋介君） 実際に使っていたら、もうしょうがないわけではないですか。その支払いを3回に分けるってありますが、だったら定例会が4回あるのですから、補正で上げてくればいいではないですか、それだけ。入った分だけ上げればいいだけの話でしょう。もし、先に使っていたらどうするのですか。今のふるさと納税の基金から出すのです。今、1億円というありがたいお話ですが、10年前にまだ300万円、400万円の時代です、我々が議員になりたてのときだったのですけど、竹原っこ夢プロジェクトって小学生がふるさと納税でいろんな事業とか、いろんな地域のこととか、やりたいことを挙げて1校ずつがやっていたわけです。そのときにもっと目標額を上げてしっかり集めれば、一遍に2校、3校と子供たちの夢が膨らむのではないかと言ったときに、当時の財政課長は、寄附に目標はつけられませんかと言いました。今は目標どころか先に使おうとしているわけではないですか。当時の財政課長が寄附に目標をつけられないって言っていたところを、今は目標をつけて、それも倍の目標をつけて、それをさらに予算化しているという、これちょっと矛盾しているのではないですか。

議長（大川弘雄君） 総務部長。

総務部長（向井直毅君） このたびのふるさと納税につきましては、確かに目標額というのは定めさせていただいております。それが2億円という目標額の歳入を見込んでいる関係上、当然歳出もそれに向かってしっかり歳入を確保するためにということで約9,000万円ほど予算は歳出予算もつけさせていただいております。これを分けて支出するとい

うことは、それは先に使ってしまうということのを避けるという意味合いも込めて、実績に応じて支払いをさせていただくということでございます。仮に、もし目標に届かなかった場合は、それに合わせて当然補正という形で減額補正というものもあり得るというふうに考えております。

逆に、2億円を超える歳入があれば、増額補正をお願いするということもあり得ますけれども、それは当然実績に応じて精算するということが大前提であるというふうに御理解いただければと思います。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 副市長。

副市長（新谷昭夫君） 今のふるさと納税に関しましては、私のほうも機構のほうから毎月状況報告をいただくようにしております、その実績に応じた形での支出という部分をしっかり見れるように今後も取り組んでまいりたいと考えております。

議長（大川弘雄君） 7番高重議員。

7番（高重洋介君） その機構のやり方というものがこれまでもいろいろトラブルとかも、3月の予算のときにも言わせてもらいましたが。であるならば、補正で入った分だけ上げるのが、ないものを先に上げる、もうそこが私には納得がいかないのですが、そこをしっかりとチェックしていくということなので、予算も通っていますので、これ以上のものはないのですが、しっかりとチェックして、決して返礼品が、言葉は悪いですけど、しょぼくなるような、そっちの経費のほうにばかりお金が行ったり、今のサイトのほうへお金を使い過ぎたとかということのないように、そうすると返礼品に今まで3,000円返していたものが2,500円になったりとか、また業者をたたいてみたりとか、そういうことがないようにしっかりとチェックをしていただきたいというふうに思います。

続けて、クルーズ船の誘致についてお聞きをいたします。

このクルーズ船、海運会社との計画ですが、いつ頃から、どのような形で進められていたのかお聞きをします。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） まず、クルーズ船の誘致ということでございますけれども、こちらにつきましては、市といたしましては、中国整備局、国、県等と連携をしながら、以前からクルーズ船の誘致については取り組んできたところでございまして、近隣の三原市等も糸崎港のほうにクルーズ船を誘致したりということで、この瀬戸内海一帯でクルーズ

船誘致については、周辺県、国、県、市町が連携して取り組んできたところがございます。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 7番高重議員。

7番（高重洋介君） それは、にっぽん丸ではなくてほかの全体的なクルーズ船ですよ。にっぽん丸についてのお話を。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 失礼しました。今回の質問のにっぽん丸の誘致につきまして、夏頃から準備をしているという状況でございます。

議長（大川弘雄君） これまでの経緯。

企画部長（國川昭治君） 分かりました。こちらについては、今回、相手方といいますか、誘致に御協力いただいたということでございますが、こちらの方については、約10年程度前から竹原のほうで映像関係等の仕事をされておまして、商工会議所の特別会員でもあり、また市長と共通の知人を通してお知り合いになったということで一緒に取り組んだところがございます。

議長（大川弘雄君） 7番高重議員。

7番（高重洋介君） 分かっている話をそらしているようなところがあるのかなど。正直、この件に関して、名刺のところで質問を私にしておりますよね、伊藤智禧氏とは、誰がどのような経緯で任命をしたのか、それが竹原市地域振興アドバイザーという方ですよね。

市民の方が分かりにくいので、時系列でいろいろとお話を聞きたいのですが、いつ、どのような形でにっぽん丸を竹原沖へ誘致をしようというふうになったのか、またそれがどのように進んでいったのか、そして今現在どのようになっているのか。これ、我々議会でも説明も受けていませんし、全く分からないところなのです。まず、時系列を市民に分かりやすく説明していただくのと、この誘致に関して竹原市地域振興アドバイザーの伊藤智禧氏がどのように関わっていったのか。なぜ、このアドバイザーという肩書を竹原市の誰が認めて、どういうふうになったのかをお聞きします。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） すみません、正確な日付というのは現在持ち合わせていませんので、大体ということにはなりますけれども、まずこの誘致活動に取り組むに至ったとこ

ろでございますが、先ほども説明させていただきましたとおり、約10年程度前に共通の知人を通して知り合いになられたということから、この相手方の方については運行会社のほうにも知り合いがおられたということで、クルーズ船誘致をしてみませんかというような御提案をいただき、取り組むこととなったというところでございます。

それで、その後、まず8月、夏でございますけれども、そのクルーズ船運航会社のほうに訪問し、竹原のPRをする機会をいただいたということでございまして、その際に竹原市あるいは竹原観光まちづくり機構と同じような肩書で訪問活動をしたいということから、先ほど議員から説明いただいたアドバイザーの名刺のほうを作成し、訪問時の会社で合流することとしておりましたので、その会社で名刺をお渡しし、会社訪問後、後日名刺のほうは御本人から返却いただいたという経緯でございます。

こちらの任命につきましては、代表理事と相談をいたしまして事務局長のほうで判断し、交付させていただいたところでございます。

また、現在の状況ということではございますけれども、先日、竹原のほうに訪問いただいた後、現在今後のクルーズ船のプログラムの作成をされているという状況でございます。本市としてはクルーズ船のほうが実際に竹原のほうにおいでいただくことを期待して今待っている状況でございます。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 7番高重議員。

7番（高重洋介君） そのプレゼンを行うために地域振興アドバイザーの肩書を渡したということでもいいのですか。だから、竹原市としては、それは地域振興アドバイザーとしては認めてませんよ、ただプレゼンに行くために肩書を与えたということであれば、相手の海運会社に対しても、これうその肩書ですよ。そういう人を利用してプレゼンを行ったということになるわけですよ。

私、この件、竹原市の公式のフェイスブックにちょうど3月頃にいろんな書き込みがありました。大変きつい人だなというイメージがありながら、でもよくよく読むとまんざらうそでもないのかなと思いつつ、しかし怪文書とまでは言いません、怪文書であれば名前も伏せますし、この人は地位も出していますし、自分がどういう人間かということも出しているわけなので、ある程度事実があるのかなと調べてまいりました。今回の答弁書も、そのプレゼンを行うために、いかにも自分たちがそれを行いましたよというような書き方をされていますけど、これはでも実際にそこに尽力されたのはもともと伊藤氏とその

海運会社との接点から始まっているわけですね。私が第三者から聞いた話では、市長のほうからコロナ前にあったけど、またコロナ後何とかありませんかというような話があったと聞いております。その中で伊藤氏が尽力して、動いて、今に至ったと。その中で、8月23日にプレゼンが済み、そこから市長や部長、DMOの関係者と一切連絡が取れなくなったというような文書の内容です。全部を信じているわけではないです。ただ、実際に市長にも國川さんにもかなり仕事場のほうに電話がかかってくると思うのです。1回も受けていないという話は聞いております。ましてや、工作中的の職員が対応しているわけではないですか。多いときには日に何回もかかってくるはずですよ。なぜ出られないのです。そこをちょっとお聞かせください。

（「弟ではなくて本人答えろや」と呼ぶ者あり）

議長（大川弘雄君） 傍聴の方、そこでは私語は慎んでください。いいですか。

（「失礼しました」と呼ぶ者あり）

答弁。

企画部長。

企画部長（國川昭治君） 失礼しました。先ほどの関係については、議員については多分そのSNS等の内容を御紹介いただいたものと考えております。

まず、名刺につきましては、機構といたしましては、訪問時に参加いただく際の肩書とございますか、ということでアドバイザーの名刺を用意させていただいたという認識をさせていただいているところでございます。

また、電話等に出ていないではないかという部分につきましては、SNSのほうであるような発信をされているという状況の中で、本市においてもどのような対応をしていくかということから、もう電話等には出ないという形で電話に出なかったという状況でございます。

以上です。

議長（大川弘雄君） 7番高重議員。

7番（高重洋介君） すみません、一言電話に出て話すれば、お互いの意見の思い違いか、私なら逃げずにそうすると思います。

ただ、私の片一方のコメントを見てから判断するのではなく、いろんな広い目で拝見しても、急にプレゼンが終わった後から一切の連絡を絶たれるということが、これは邪魔になったのかなというような思いがあります。これまでそれだけ尽力されてここまでござい

着けてきたのに、断りの一つもなくそういうことをもしされたのであれば誰でも怒るのかなと。もう竹原市ってそういう人付き合いをしているのですかという。これは全くもって信じられないなという思いがございます。

これも第三者からの報告なのですが、そのコメントに対して、あと支払いの件がありますよね。税抜きで60万円という支払いが来ているわけですよね、DMOに対して。それはプレゼンのときにDMOのほうから後でちゃんとするから準備しといてというようなお言葉だったというふうに聞いております。

議長、議長、首かしげているけど、あなた何しているのですか。

議長（大川弘雄君） 60万円と。はい、どうぞ。

7番（高重洋介君） そういう話ですよ。タネットさんのほうには、これはタネットさんのPRビデオも伊藤氏が多分提案したのではないかなというような話を聞いております。タネットさんのほうには見積りを取って、たしか10万円だったですか、私もビデオ見ましたが、これは表には出ていないものなのですが、支払いができています。しかし、伊藤氏には支払いができていない。その中で、竹原市の顧問弁護士がこういう行為はやめてくださいと、明細がないものには支払いができませんと。すごいなと思ったのですよ。金払わずに弁護士に頼むのかって。これは市がやることではないですよ。

その60万円の金額というのが、どこまで何が入っているかも私には分からないのですが、それが高いか安いかわからない、見積りを取っていないほうが悪いのではないですか。市の事業であれば、まずはどこもそうですよね、入札がありながら、いろんなものがあって、鉛筆1本買うのでもそうではないですか。そういうことを怠っている職員が悪いのではないですか。その辺についてはどうですか。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） まず、見積りを取っていないのかという点でございますけれども、竹原観光まちづくり機構におきましては、一般社団法人ということで新たな法人でございます。その規定の中で、職員が出張等をする場合については、交通手段の移動、あるいは現地で当然プロモーション活動する中で消耗品等も必要であるということから、全て実費支給ということで後日精算で対応させていただいているところでございます。

今回につきましても、内容といたしましてはお土産用のものを入れるバックを用意するという点でございますので、そのような消耗品として現地で調達可能という判断をいたしまして、相手方の方に現地で調達いただき、それについては後日精算という形で対応

させていただいたものでございます。

(「おまえも現地行ったんちゃうのかい」と呼ぶ者あり)

議長(大川弘雄君) 傍聴の方、そこではしゃべれませんから。

(「失礼しました」と呼ぶ者あり)

退場しますか。

(「お任せいたします」と呼ぶ者あり)

静かにしていただけます。

(「お任せいたします」と呼ぶ者あり)

7番高重議員。

7番(高重洋介君) ちょっとびっくりしているところではあるのですが、現地精算、自由に使えるお金ということですよ。そこは精査しないといけないですよ、しっかりと。今、新たな組織ってDMOのことだと思うのですが、今は別組織というふうによく委員会でも、市とは違いますよ。だったら、これは顧問弁護士に頼んでいるではないですか。顧問弁護士はDMOとして文書を出していますよね。例えば、市長にしてもDMOの代表者みたいな形でその文書の中に出ているわけですよ。これは竹原市が出したわけではないです、DMOが出したわけではないですか。この顧問弁護士料はどうなっているのですか。

議長(大川弘雄君) 企画部長。

企画部長(國川昭治君) まず、市につきましては、顧問弁護士料ということで毎年契約させていただいているのですが、今回の請求に関する案件につきましてはDMOのほうで対応ということでございますので、DMOとして弁護士のほうに依頼をしまして、DMOのほうで支出するという形になっております。

以上でございます。

議長(大川弘雄君) 7番高重議員。

7番(高重洋介君) それはもうそういう約束をされているわけですか。そういう話で、弁護士のほうに。これからはいろいろなことが起こってくるたびに弁護士料をDMOが払うということですか。それでいいのですか。

議長(大川弘雄君) 企画部長。

企画部長(國川昭治君) どうしても別の法人ということでございますので、別途契約という形になっております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 7番高重議員。

7番（高重洋介君） その辺はこれからしっかりと見ていかなければならないなど。

その顧問弁護士さんの中で、私は誹謗中傷的なコメントは、市長に対しての誹謗中傷的なコメント、竹原市長と出てましたよ、DMOの代表者という形ではない。なのに、なぜわざとDMOの代表という言葉をつけたのかなという思いがあるのです。どう見ても、一竹原市長に対してのコメントしか載っていないわけですよ。その辺が何かこう話がどうなっているのかなと、分かりにくい部分があるのですが。

例えば、さっきの60万円のクーラーボックスやら、何かというお話でしたが、これ、事が、例えば電話の件もありますし、私はよく分からないですよ、本人と話していないので。だけど、普通にうまくいってたらそんな請求もなかったと思うのですよね。ねじれたために、電話に出ただけがないためにこういうふうな請求にもなっているし、これは2023年7月23日ですけど、海運会社から市長へのレクチャーを行うためにいろんな方が、大学の教授とか市長とかが来られて、市長を家まで迎えに行ったと書いてありますが、竹原マリンでクルーザーを使って観光クルーズを行っておりますよね、レクチャーをしながら。その際の経費も伊藤氏が全額支払いをしているのか、またそういうことがうそか本当か分かりません、そういうことがあったのであれば、そういうのも含めて支払いに含まれている可能性もあるわけではないですか。例えば、プレゼンにアドバイザーとして東京まで行くとしても交通費がかかるし、人件費もかかるわけです。この人の人件費が30万円かもしれませんし、5,000円かもしれませんし、その辺は分からないではないですか。その辺について、今後この60万円に対してどういうふうな形を取るのか、支払うのか、このままだと見て見ぬふりをするのか、その辺についてお聞きさせてください。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 請求書に関する質問でございますが、請求書の内容といたしましては、食品保存用クーラーバック及び保冷剤と取得のための交通費等を含むということの記載がございます。こういった内容についても、金額的に先ほど紹介がありましたが60万円ということでございますので、内訳明細等について資料を頂きたいというところで今お願いしているところでございますけれども、現在まで相手方から内容の資料の提出がなっていないという状況でございます。

確かに、旅費または人件費等がかかるという部分については、どの法人においても管理費とかいろいろございますので、その点については認識しているところでございますけども、その内容についてもう少し支出すべき内容かどうか確認させていただきたいということから今現在お願いしているものでございまして、まだ提出がないことから支払いできていないという状況でございます。

(「お願いなんかしてへんやろ、いいかげんなこと言うな」と呼ぶ者あり)

議長（大川弘雄君） 傍聴の方、退場を命じます。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、続けます。

7番高重議員。

7番（高重洋介君） ちょっと混乱して、何をしゃべろうか忘れたのですが、明細、いろいろ等々があれば支払いをする準備はあるということですね。

そのためには、まずしっかりと話ししてください。我々がここをどうこう言うものでもないし、例えばいろんなコメントがあります、これ一つ一つ市長が言ったのですか、どうですかということは私は聞きません。ただ、事実もあると思います、それは人間ですから。共通の知人を通じてお知り合いになったとありますけど、私は誰か聞いています。ただ、そのお名前はここで出すべきではないというのも分かっております。しかし、そういった方からの縁で、こういう関係はどうなのかなと。やっぱり人間ですから、付き合ってみてちょっと思いも違うところもあるし、いろんな、正直フェイスブックに書き込みされているのを見ても、ちょっと凶暴な人だなというのもあると思います。しかしながら、そういった大事な方から御縁をいただいたのなら、しっかりとうまく付き合っていくのも市長の一つのあれではないのかなと。私が見る限りには急激な変わり方により、この方がそういうコメントとか、いろんなことに出たと思うのですが、今後また、まだいろんな方がいると思いますし、特に観光等であれば、いろんな人とも知り合わないといけないわけなのでしっかりした付き合いを、避けるときには避けるけど、それはお互いが了承の上できちんとできるものが、一番の私の今回の問題は電話に出ていないということだと思っておりますよ、ここがそもそもの。それは何ですかというようなものは聞きません。それはもう、市長、國川さんもしっかり考えて、まさか私、今日、本人が来るとは思ってませんが、私は知り合いでもないしあれなのですけど、していただきたいです。

それが、1つのことを、支払いのことで済んでいって、それがクリアになっていかな
ない限りには、私たちはDMOに対して不審な目でしか見れないので、その辺についてお願
いいたします。できれば市長にお願いします。

議長（大川弘雄君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 質問に対する答弁等については、部長のほうを中心に答弁をさせて
いただいておりますが、本件の取扱いに関して、るる経緯がある中で、時系列に言えば、
先ほど質問者も内容については控えるというふうなお話もありましたので、私のほうから
もその件については答弁することも控えたいと思います。

いずれにしても、行政事務を進めていく上では様々な方と交流がありますし、様々なお
付き合いもございます。その中で、双方の合意の上で進めているもの、またはお話だけ
をお聞きして対応ができないもの様々あると思いますが、本件のような事案についても、非
常に残念なことであるというふうに私も認識しておりますし、今後において行政事務が適
切に進むように、職員一同と一緒にになって様々な事業に取り組んでまいりたいというふう
に思っております。

議長（大川弘雄君） 以上をもって高重洋介議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午前11時23分 休憩

午後 1時00分 再開

〔議長交代〕

副議長（今田佳男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

質問順位2番、松本進議員の登壇を許します。

14番（松本 進君） 日本共産党の松本進です。発言通告に従って一般質問を行いま
す。

第1番目には、本郷産廃場の汚染排水から市民の命と健康を守る竹原市行政とは、この
テーマで質問したいと思います。

私は、住民関係者が行う本郷産廃場排水の水質調査に同行しました。その水質検査は、
産廃場調整池からの排水値が、5月31日金曜日13時頃、COD40、BOD40、6
月7日金曜日13時頃にCOD50、BOD60となっていました。この数値は、排水基
準値のBOD20、COD40を超過しています。2023年9月市議会で、私の質問の

答弁では、BOD、CODなどの排水基準値を超えた場合は、廃棄物の搬入及び処分の中
止、その他生活環境保全上、必要な措置を講じますと答弁でした。

まず最初に、即刻、三原市や広島県と連携を取り、産廃場調整池からの排水の水質調査
を実施して、この事態の解明、分析を行い、汚染源を除去する対策を実施すべきです。市
長の対応をお聞かせいただきたいと思います。

次に、また本郷産廃場からの排水が竹原市側に流れる山林が伐採され、調整池となる場
所には重機が入り、産廃場拡張工事が実施されていました。私は、地権者と同行して山林
伐採などの現状を確認しました。国道2号線からも山林伐採等は確認できます。竹原市長
はこの産廃場拡張工事の進捗状況を把握していますか。

次に、安定型産廃場が建設されれば、そこからの排水は汚染されています。三原市側の
産廃場排水の汚染実態を踏まえた竹原市民の水源汚染の防止対策を竹原市長はどのように
考えて実行されますか。

次に、2022年6月30日の広島地裁判決は、本郷産廃場建設を容認する不当な内容
ですけれども、産廃場に汚染物質が混入する可能性や汚染された浸透水が処分場の埋立地
から漏水する可能性は否定していません。市長は、広島地裁判決が指摘したこの内容を承
知しているかどうかお尋ねします。

次に、実効ある竹原市水源保護条例の早期制定を強く求めます。私は、今年2月市議会
の一般質問で、本郷産廃場から調整池に入る水路のます枠の排水に泡が出ていることを指
摘して、なぜ泡の分析をしないで影響がないと判断できるのかと再質問をしましたが、市
長は、この検査主体は広島県です、結果のみを聞いていますとの答弁です。これでは、住
民の安全と水源の汚染を防止することはできません。

そこで市長に質問します。

竹原市環境基本条例の前文の趣旨はどのように明記されていますか。また、同条例の第
12条、規制措置はどのように明記されていますか。

3点目に、住民の産廃場反対署名運動の願意を市長はどのように認識して対応されてい
ますか、お尋ねします。

2番目の質問項目は、市道側溝の維持管理についてです。

昨年6月市議会の市道側溝の維持管理に伴う私の一般質問の答弁で、竹原市は、市道の
側溝は、維持管理を容易にすることに加え、道路排水を確保するために原則として蓋を設
置しておりませんが、道路が狭隘で通行の幅を確保する必要がある場合などには市が蓋を

設置しており、このような側溝蓋の破損については必要な修繕等を行っています。また、側溝の流れが悪い場所の要望について、件数は取りまとめておりませんが、市民の方からの通報や要望に対しては、状況を現地で確認するとともに、できる限り必要な対策を講じているところですよという答弁でした。

そこで市長に質問です。

まず1点目には、道路排水を確保するため、原則として市道側溝の蓋は設置していないという答弁でしたけれども、町並み保存地区や新開土地区画整理事業区域内等々には、市道の側溝に蓋を設置しています。この側溝蓋を設置した目的や効果を市長はどのように認識されていますか。

次に、市道側溝に蓋を設置、市や個人、蓋を設置しておりますけれども、この箇所の道路雨水の排水機能はどのように維持管理していますか。全市道の側溝ではなく、市道の側溝に蓋が設置されている場所等に限定した維持管理を伺っておきます。

次に、個人が市道側溝に蓋を設置する申請許可は、この5年間にどのような状況になっていますか。

4点目に、先日、市道側溝の破損危険箇所を市建設課維持係の担当者と現地で確認し、車や人などの通行安全のために改善を要望しました。翌日、その危険箇所に赤いコーンを設置する対応をされました。この場所は、数年前にも破損した側溝等の改善を要望しています。他の場所を含めて、側溝が壊れたままに放置されているところがあります。

そこで市長に質問します。

なぜ市道側溝の蓋が壊れたまま危険な状態が放置されているのですか。また、その場所で人身事故等が不幸にして発生した場合、市道の管理者である市の責任はどのようになりますか。

次に、市道側溝の清掃活動について。市道側溝に蓋が設置してある清掃活動は、私が見る限り、住民関係者の高齢化などで十分に対応できない状況もあります。

そこで市長に質問です。

市道の排水機能を維持するために、住民の要望がある清掃活動には市が積極的に支援、関与する必要がありますがどのように対応されていますか。また、去年の私の質問に対する答弁で、清掃時における困難な事案がありましたらできる限り対応したいということですよ。市道側溝の清掃活動に係る住民、自治会関係者の相談件数と市の対応はどのようになっていますか。

次に、自治体、住民関係者の清掃活動に伴う事故補償について、団体保険の届出状況はどのようになっていますか。

次に、市道本川向島線の側溝改修工事（アイフル三差路から日本橋まで）の一部が中断しています。この工事は、2017年度予算市議会で可決、成立した中央地域の雨水排水対策工事です。この未着手部分の工事、市道側溝改修はいつ頃再開されますか。

3番目の質問項目は、竹原市の観光行政についてです。

5月31日、総務文教委員会で、一般社団法人竹原観光まちづくり機構、いわゆる竹原DMOの取組状況が報告されました。2023年度の各事業取組実績の事業内容1から10は、全て事業者の選定が連携になっています。本来、地方自治体が行う業務、公共事業等の発注は、入札が原則です。それは、公平性、公正性を担保するためであります。例外的に地方自治法施行令第167条の2で随意契約ができる要件を限定しています。

そこで市長に質問します。

竹原DMOは、この連携に基づく業務の発注に伴う事業者の選定や入札業務契約はどのように実施されていますか。また、市行政の公平性、公正性はどのように担保されているのか伺います。

次に、竹原DMOの2024年度体制を見てみますと、竹原DMOの執行機関は、10人中4人が市職員、市長を含みます市職員です。また、DMOの意思決定機関は、理事会に4人、社員総会に2人の市職員、これも市長を含みますけれども、職員が参加しています。一般社団法人の活動を調べてみると、事業内容に制限はない、公益的な事業を行う必要もない、法に反しなければどのような事業でも自由に行うことができる旨が紹介されていました。

そこで市長に伺います。

重要な業務と位置づける市観光行政を、市職員が入札、契約までなぜ実施しないのでしょうか。

次に、一般社団法人という形の竹原DMOをなぜ立ち上げたのでしょうか。

次に、竹原市による公的事业と竹原DMOが行う民間事業を区分する明確な判断基準を伺います。

次に、竹原DMOの定款第8条（経費の負担）は、社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。同条第2項は、社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならないと明記しています。この入会金、会費

は幾らですか。また、その入金日とその財源はどのようになっていますか、伺います。

次に、大型客船観光客の誘致活動は、現在どのように取り組まれていますか。

次に、竹原DMOが弁護士に依頼して株式会社エイピックに2024年4月4日付で書留内容郵便物を出しています。その内容は、株式会社エイピックの大型客船誘致活動に伴う請求書（品名：商船三井クルーズプレゼンテーション用資料手配など）の内訳明細書及び領収書の客観的な資料の提示をいただかないと請求金額を支払いませんというものです。

そこで市長にお尋ねします。

この請求に対する竹原DMOの依頼は、会社事業の経費原価を明らかにしてくれということになりませんか。私は、早期にこの会社への請求金額の支払いと明確な謝罪を市長の責任で行うべきと考えます。市長は、大型客船観光客誘致の事業という市観光行政の重要な業務をなぜ口約束で行ったのですか。この会社に対するDMOの責任者及び市長の明確な答弁を求めるものであります。

副議長（今田佳男君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 松本議員の質問にお答えいたします。

1点目の本郷産業廃棄物最終処分場についての御質問でございます。

これまで、広島県や三原市と必要な情報を共有する中で、産業廃棄物最終処分場の浸透水が廃棄物処理法の基準値を超過している旨の報告は受けておりません。設置者が公表している維持管理記録簿によると、本年5月14日に2か所で実施された浸透水の水質検査の結果は、BODの値が1リットルにつきそれぞれ2.2ミリグラムと0.6ミリグラムであり、基準値である1リットルにつき20ミリグラム以下の数値となっております。

また、三原市においては、本年3月から毎月1回、日名内川の水質検査を実施しており、過去3回の水質検査の結果、BODの値は1リットルにつき0.5ミリグラムから1.9ミリグラムまで、CODの値は1リットルにつき2.6ミリグラムから2.8ミリグラムまでとなっており、いずれも廃棄物処理法の基準値以下となっております。

なお、広島県においても定期的に浸透水の水質検査を実施しており、仮に廃棄物処理法に基づく基準値を超過した場合には、事業者に対しては厳正な対応が行われることとなっております。

次に、拡張工事の進捗状況につきましては、本郷産業廃棄物最終処分場の設置者は、令

和2年4月23日付で埋立地の面積約9万7,000平方メートル、埋立容量約104万立方メートルの安定型産業廃棄物最終処分場の設置許可を得ており、この許可済みの埋立地内で山林の伐採等が行われているものと承知しておりますが、詳細については把握をしておりません。

安定型産業廃棄物最終処分場周辺の生活環境の保全のためには、展開検査や水質検査の確実な実施及びその結果の公表など、法令に基づく廃棄物最終処分場の適正な維持管理が不可欠であることから、昨年7月11日に三原市と連名で広島県に対して本郷産業廃棄物最終処分場の適正な維持管理及び周辺の生活環境の保全等について要請を行ったところがあります。今後も三原市と連携し、必要な情報の収集や共有を図りながら、必要に応じて広島県に対して当該産業廃棄物最終処分場への廃棄物処理法に基づく適正な監視、指導が行われるよう求めてまいりたいと考えております。

次に、令和4年6月30日の広島地方裁判所の判決につきましては詳細は承知しておりませんが、令和5年7月4日の広島県の設置許可の取消しを求める訴訟に係る広島地方裁判所による判決の中で、安定型最終処分場においても、設置に関する計画や維持管理に関する計画に不備または欠落があり各種許可要件を満たさないものであった場合には、本来予定されていない安定型産業廃棄物に該当しない廃棄物が当該処分場に持ち込まれ、そこに付着した有害物質が場外に排出することが考えられるといった記載があることは承知しており、広島県からは、そうした法令違反がないよう監視、指導を徹底するとともに、必要と認められる場合には施設への立入検査を実施すると伺っております。

次に、竹原市環境基本条例につきましては、前文において、身近な環境をはじめ多様な生態系や地球環境の保全の意義を深く認識し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会の実現を目指して、地域から行動を起こし、全ての人々が相互に協力し合って積極的に環境の保全に取り組んでいくこと、竹原市に集う全ての人々の参加と協力により、水と緑に恵まれた潤いのある環境を守り、これを継承していく必要があることなどが明記されております。

また、同条例第12条において、公害の原因となる行為や自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為、人の健康又は生活環境に支障を及ぼすおそれがある行為に対し、環境の保全上の支障を防止するため必要な規制の措置を講じるものとする規定しております。

産業廃棄物処分場からの排水について市民が不安に思われていることは認識しており、

こうした市民の不安を払拭し安心を確保するため、指導・監督権限を有する広島県に対して、これまでに三原市と連名で産業廃棄物処理施設の設置に係る環境配慮手続条例の制定や本郷産業廃棄物最終処分場の適正な維持管理等についての要請を行っているところでありますが、今後も広島県や三原市と連携を図りながら必要な取組を実施してまいりたいと考えております。

次に、2点目の市道側溝の維持管理についての御質問でございます。

市道側溝の維持管理については、道路の雨水排水を処理する道路構造物として市で管理しております。このうち、側溝の蓋は、原則として設置しておりませんが、道路が狭隘で通行の幅を確保する必要がある場合などには、必要に応じて市が蓋を設置しております。町並み保存地区においては、江戸時代からの多くの歴史的建築物が保存され、背後の山並みとともに貴重な歴史的景観を形成しており多くの観光客が訪れていることから、観光客が安心して散策できるよう、市で景観に配慮した側溝蓋を整備しております。

また、効率的な土地利用を図るために整備を進めている新開土地区画整理事業の区域においては、道路や水路等の公共施設の整備に必要な土地をできるだけコンパクトにするため、道路側溝に蓋をして車両の通行を前提とした構造としております。

次に、市道側溝に蓋が設置されている箇所維持管理につきましては、側溝の劣化や破損などにより本来の機能が損なわれた場合、蓋が設置されていない箇所と同様に補修や修繕等により側溝の機能維持を図っております。また、過去5年間の個人等が設置する側溝蓋に係る道路占用許可申請の件数は4件となっております。

個人等が設置する側溝の蓋については、各設置者の責任において管理していただくこととしており、その蓋の管理不行き届き等が原因で事故が発生した場合の責任の所在は個々の事情によって異なるためお答えいたしかねますが、側溝蓋が破損した場合の対応といたしましては、危険箇所へカラーコーンを置くなど、道路管理者として必要な安全措置を講じているところであります。

次に、道路側溝等の清掃活動につきましては、自治体が管理する道路側溝はその距離が膨大であり、人員や財政の面からも清掃を全て自治体で賄うことは現実的ではないことから、本市においても、居住地の地先の清掃については自治会など地域の方々に御協力をいただいているところであります。

また、地域清掃での困り事などの相談は日常的にお受けしていることから詳細な件数は把握しておりませんが、高齢化による負担の増加などの相談を踏まえ、令和3年度から排

出汚泥の処理、回収を業者へ委託するなど、地域の皆様との協働が維持できる対策を講じているところであります。こうした清掃活動に対して、令和5年度は、土のう袋の交付のほか、53件の汚泥回収処理、26件の車両貸出しについて対応したところであります。

地域清掃活動における事故等の補償につきましては、竹原市市民活動団体保険を運営しており、自治会や市民活動団体などにあらかじめ登録していただき、これらの団体が行う地域社会活動等における事故については保険が適用されることとなっております。なお、保険料については市が負担しており、令和5年度においては全自治会の約8割が加入されております。

次に、市道本川向島線の側溝改良工事につきましては、駅前商店街周辺が従来から浸水していた状況を踏まえ、平成28年度から令和2年度までの間に本地区の事業を実施し、バイパス管の整備や水路改修及び老朽化したマンホールの改修を行ったところであります。その後発生しました令和3年の豪雨災害時には、同地区における浸水被害はなく、一定の効果があったものと考えております。現在、浸水被害のあった本川排水区の整備を優先的に実施しているところであり、市道本川向島線の水路改修工事の未着手部分については順次整備を行っていく予定としております。

次に、3点目の竹原市の観光行政についての御質問でございます。

一般社団法人竹原観光まちづくり機構が事業を外部に委託して実施する場合においては、その事業効果が高められるよう専門的知識やノウハウを有する事業者へ委託するものであり、これまで竹原市の公募に参加した実績のある業者等へ案内し、プロポーザル等により委託先事業者を選定しております。昨今の社会情勢の変化に伴い、国内では団体旅行から個人旅行が主流となり、また海外観光客のインバウンド需要が高まりを見せ、旅行商品等の高付加価値化、ブランド化が提唱され、観光産業においては量から質への転換が求められております。

こうした中、様々な事業を戦略的に実施していくためには、行政だけでなく市内事業者や地域住民等の多様な関係者を巻き込みながら推進していくことが大切であり、公共性を持つ民間組織が推進役となることが最も望ましいものであると考え、一般社団法人竹原観光まちづくり機構を設立し事業を推進しているところであります。

市が実施する事業と竹原観光まちづくり機構が行う事業のすみ分けにつきましては、広域連携などの行政間における観光施策に関する総合調整を市が行い、それ以外の観光商品の開発や観光プロモーションなどの観光施策全般を竹原観光まちづくり機構が実施してお

ります。

竹原観光まちづくり機構の会費等につきましては、当該法人の目的に賛同し入会した正会員が定款の規定により納入するもので、法人・団体正会員は入会金5万円、年会費1口5万円、個人正会員は入会金1万円、年会費1口1万円と定めており、入会時に入会金と年会費を納入し、以後については毎年年会費を納入することとなっております。

次に、クルーズ船誘致活動につきましては、国や広島県、周辺市町などの関係機関との連携を図っており、今年度、中国地方整備局において、その一環として竹原港から今治港までのルート実証を行うこととされております。今後も引き続き関係機関と連携を図りながらクルーズ船誘致に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、株式会社エイピックからの請求金額の支払いにつきましては、一般社団法人竹原観光まちづくり機構は同社に対し内訳明細等の資料の提出を求めています。現在まで同社から内訳明細等の資料が提出されておらず、その内容が支出すべき適正な内容であると確認できていないことからお支払いすることができないものであります。なお、本件に関する対応につきましては先ほど申し上げたとおりですが、竹原観光まちづくり機構としては、既に弁護人に代理人として対応をすることを委任しているところであり、これによって適切に対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

副議長（今田佳男君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） それでは、再質問に入ります。

再質問の順番は、本郷産廃場の問題が最初、次は観光行政の問題、それで最後に市道側溝の維持管理に再質問をしたいと思います。

それではまず、本郷産廃場の問題についてですけれども、まず確認しておきたいのは、先ほど市長答弁がありまして、私が産廃場からの排水の水質検査のことを伺いました。それに関わってその答弁では、これまで広島県や三原市と必要な情報を共有する中で、産廃処分場の浸透水が産業廃棄物処理法の基準値を超過している旨の報告は受けておりませんという答弁がありました。私の認識と違っているのを確認したいと思います。三原市が水源保護条例をつくったという新聞記事が載っています。それを見ると、三原市は、本郷南方の産業廃棄物最終処分場で、昨年6月、排水が法定の水質基準値を超えていたことが県の検査で判明したというふうに新聞ではあって、だから水源保護条例をつくる必要があるというような趣旨の報道になっています。

確認したいのは、先ほど、県、三原、事業者を含めてですけれども、浸透水の廃棄物処理法の水質基準値を超えている旨は報告を受けておりませんということと、私は超えたことがあったものですから知っているわけですが、この三原市のように、昨年6月に法定の水質基準を超えていたと、県の検査が判明したということが載っています。これはどちらが正しいのかどうかを確認しておきたい。

副議長（今田佳男君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 昨年6月の県の水質検査についての御質問でございます。

昨年6月16日に広島県が最終処分場の浸透水及び地下水の検査を実施し、基準値を超えていたことがございました。その後、県による埋立処分の中止等の指導を実施され、また廃棄物処理法の遵守に係る警告を実施された後、数値が基準内に回復したことから搬入を再開されたものでございます。三原市の検査につきましては、本年3月から毎月1回定期的に住民の不安を解消するために実施をされているものでございまして、その三原市の検査につきましては、これまでのところ基準値以内で推移していると認識しております。

副議長（今田佳男君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 今私が確認したのは、答弁には、これまで広島県、三原市等が調べたけれども、廃棄物処理法の基準値を超過している旨の報告はを受けておりませんということが答弁でありました。ですから、これは間違いかどうなのかということで、三原市が水源条例をつくったよということで、5月31日の地方紙のことで、昨年6月、県の調査では基準値を超えていた。ですから、こっちのほう正しいということで理解をしておきたいと思います。これは答弁の分が間違っているということになるかと思いますが。

それで、次の質問に入りますけれども、答弁の中で、広島県や三原市が基準値を超過していないという、これは間違いだと思うのですけれども、三原市、広島県、これはどこの場所から採取して検査したのかどうかを確認しておきたい。

副議長（今田佳男君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 広島県と三原市の採水場所についての御質問でございます。

広島県の採水場所については県は非公表とされておりますので把握はしていませんが、広島県からは、県では廃棄物の層を通過した浸透水について法令に基づき適切に行政検査を実施しているとお伺いしております。三原市におかれましては、先ほども申しましたが、日名内川で毎月1回定期的に採水を行い水質検査を実施されてございまして、その結

果をホームページ上で公表されております。採水場所の詳細については把握しておりませんが、周辺住民の不安が解消されない状況を踏まえ独自の水質検査を行っておられることから、有効かつ効果的な場所を選定し採水を実施されているものと考えております。

副議長（今田佳男君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 産業廃棄物から出た水の影響、水質の影響、地域に与える影響というのはまず公表しなくてはいけないですけども、県が非公表だとか、三原市は日名内で取っているよと。日名内といっても長いわけでしょうから、私は具体的にどこの場所の採水をして検査をしているのかということが大切ではないかと思うのですね。住民の方が毎週調査していますけれども、そこは産廃場からの、すぐ直近の、調整池に入る前の直近のしみ出た水といいますか、ここも調査されたり、何か所かしています。

それで、私が今この壇上で報告したのは、常識的に見てここは合理的だなということで、私も現場を見ておりますけれども、産廃場から調整池に入って調整池から直近の、一番近いところの川に排水されていると。その川の排水するところで採水をして、水をくんでチェックしているわけですね。これは誰が考えても合理的に産廃場の影響が出る、これは合理的に誰が考えてもそうだと思うので、住民の方が毎週やっておられます。

しかし、これは市長が、あなたが答えてくれないと、部長の今そういう答弁ですからね。私は、具体的にその産廃場からの排水の浸透水等の影響は、直近のところ、小川に流れる一番近いところで採水する。これをしないと、日名内のといっているいろんな距離がありますから、距離があればいろんな支流からの水が入って、雨水が入って薄まるといいますか、正確な水質検査ができない、これはごくごく常識的な取組ではないか。

ですから、市長に私が今お尋ねしたいのは、県が非公表だと、だから分かりません。三原市は日名内のどこかでしょうということでしょう。私は、明確にさっき言いました。産廃場があって、そこから調整池に流れている、調整池から、その近くに小川がありますけれども、小川に流れる直近のところですね。産廃場からの影響を調べるのに最も適した場所、私はここで採水すべきだということで、もし三原市や広島県がそこで採水していないとすれば、調べて、ぜひそういうふうな取組をしてからやるべきではないかということは県や三原市に申し入れるべきではないかと、市長はどうお考えでしょうか。

副議長（今田佳男君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 広島県につきましては、行政検査などの行政執行情報については原則非公開とされておりまして、採水場所についても非公表ということでございま

す。三原市につきましては、水質検査は法令に基づいた適切な方法で実施をされておりますので、これからも検査の結果に注目してまいりたいと考えております。

副議長（今田佳男君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） もう一回、市長に聞きますよ。

だから、今、部長が答弁したのは、県や三原市のそういった対応でしたというのは、答弁は分かりましたよね。しかし、私が言っているのは、そういった、県が非公表なのはけしからんことだけでも、非公表であったり、三原市の採水場所、日名内で採水しているよということですから、私がさっき言った合理的な場所は、産廃場調整池へ流れて、調整池から近くの小川に流れる、そのところからくんだ水を調査する、これが一番合理的だし、産廃場の影響を調査することができる、私はそう思うのだけれども、市長はどう思うのかと。非公表やはっきりしない場所で住民が納得するわけないでしょう。非公表で出た情報は水質基準を超過していませんという報告ですよ。これは一部間違いでしょうけれどもね。

ですから、本来自治体というのは住民の福祉の向上を最優先にやるというのが第一の仕事ですから、県がやることがおかしいな、三原市がどうなっているのかな、というのは県に問い合わせれば済むことですよ。私が今提案しているように、産廃場から出た水、調整池に入って直近の小川に流れる水をそこからくむ、これを調べるのが一番合理的だし産廃場の影響が分かると私は思いますけど、市長はどう考えますか。市長が答えないといけないだろう。

副議長（今田佳男君） 副市長。

副市長（新谷昭夫君） 先ほど部長のほうからお答えしたとおり、県のほうにも場所については当然どこかということは照会をさせていただいた上で、行政執行に関わる情報ということで明らかにしていただけないというところでした。三原市についても、三原市、他市の状況でございますし、情報として明らかにしないということでございますので、数値については三原市さんは先ほどのように公開をされておりますので、実際に基準値を下回っているということで確認が取れていると思いますし、県のほうからも、昨年、議員のほうがおっしゃられたとおり、基準値を超えている場合は一定に明らかにされて対応をされているというところでございますので、そこは県のほうの調査においても基準値以下であるということと考えております。

なお、先ほど昨年のお話をされましたけれども、今回の質問において、今年の

5月とか6月とかというときの計測数値を述べられた上で状況がどうかというお話をいただいておりますので、ですから、それは当然、昨年の6月に端を発した、基準値を超えた後に県のほうが一定に事業者措置を取って、それで事業者が改善措置を行った上で基準値をクリアする状態になって事業を再開された、それ以降のことということで、特に今年に入って最近の状況ということで答弁をさせていただいているものでございますので、よろしく申し上げます。

副議長（今田佳男君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 繰り返しになりますから、最近の水質ということで答弁があったというのは分かりました。ですから、私が言ったのは、これまで調査してきた県、三原市、事業者等ということを行いました。

それで、先ほどの採水場所のことは、だから、広島県の行政執行上支障があるというのはどっちを向いて行政をしているのかなと疑わざるを得ないのですよね。住民のためなら、さっき言った自治体の分は住民の福祉の健康増進のために仕事をしなくちゃいけないという基本でありますからね。住民が不安に思っていること、どこで採水してこうだったよというのは最低限として公表しなくてはいけない。その採水場所おかしかったら、私の分がおかしいなら堂々と言ってほしいのですよ。あなたが言った分は、正確な産廃場からの水質の影響がそれでは測定できませんというなら、公の場で言えばいいわけなのです。それが合理的なのなら、そうだとするのでやり替えればいいことですからね。

ですから、くどいようだけれども、私はさっき説明しました。産廃場調整池直近の小川に流れているところから採水して点検する、調査する、これが一番産廃場からの浸透水の影響等を調べるのは合理的だ。これを調べないといけないことを繰り返し指摘したい。広島県がそうでないなら、その改善をこの場で求めておきたい。

それから、産廃場施設の拡張工事という私は言葉を使って現状を把握しているかということをお尋ねしたのですけれども。拡張工事の許可された面積より超えてという理解をされたのであるならば、そうではなくて、許可した面積の中で今産廃場の埋立てが行われている。現在のところは、埋め立てたところは山谷がありますから、埋め立ててそこから流れる水は本郷側、三原市のほうに流れています。

私が言ったのは、その同じ許可面積の中で新たな、拡張工事という言葉を使いましたけれども、やられているのは国道2号線からも見えますけれども、山谷となっているところで、そこに降った雨が竹原市のほうに流れる工事、山を削ったり下に調整池を造るような

準備がされているよと。この状況の把握はされていますかどうかを確認しておきたい。

副議長（今田佳男君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 工事の進捗状況の状況把握について御質問でございます。

住民の方からの情報提供や道路から確認できる範囲内において、産業廃棄物最終処分場から排水が本市側に流れてくる場所が開発されていることにつきましては承知しておりますが、具体的にどの程度まで開発されているのかまでは把握できておりません。県にも確認いたしました。許可を得た範囲内で行う工事の進捗状況については報告をする義務もないということございまして、県のほうでもその状況を把握していないとお伺いしております。

副議長（今田佳男君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 開発のことも県が公表するつもりはないということでしたが、先ほど行政が何のために仕事するかというのは、県でも竹原市でもですけども、住民の福祉の増進といいますか、ここが第一の仕事だという、わざわざ自治法に書いてあるわけですよ。ですから、企業のことを最優先でやりなさいということは一つも書いてなくて、住民の福祉の増進、ここでいえば、健康、命を守る水源汚染の心配をされるということに対してきちっと対応しなくていけないというのは、行政の大事な仕事だと思うのです。

それで、今、部長から答弁があったのが、今の許可の範囲の本郷産廃場施設で、許可の範囲の中で竹原市に流れる側の工事、木を切ったりというのは外から見えますから、木を切ったような状況は把握しているということがありました。ですから、山を切って下に調整池を造れば、あとは今度は、三原市のほうの満杯状況等もあるのでしょうけれども、埋立ての状況もあると思いますけども、次は竹原市の側に産業廃棄物の埋立てがやられると。そこから出る水のことは対応しなくちゃいけないと思うのです。

それで、私は、竹原市がつくった環境基本条例はどうなっているか、あとはそのための規制措置はどういうことをしなくちゃいけないかということをあえて質問しました。ですから、そういった竹原市がつくった環境基本条例や環境基本計画等々から、そういったおそれがある、水源の汚染のおそれがある場合の対応をしなくちゃいけないということも書いてあるわけですからね。これは、ずっと放っておいて、調整池を造って、埋め立てられて、現実に汚水が竹原市側に流れるよということの対応では私は遅いと思うのです。それが今の三原市の現状ではないですか。

だから、三原市と一緒に広島県に対して、竹原市はこういう、すぐ近くに井戸水があっ

たり、下流域には水源がある、その水源の大本のところを汚染させては困るということは竹原市自らの条例とかに書いてあるわけですから、そういった立場からも、竹原市側が開発されている詳しい分は分からないにしても、竹原市のほうに流れる排水、水のところが、木を切ったりされているということは把握されているわけですから、次のステップは三原市の教訓を生かして、市民の不安を解消する、水源汚染を防止してくれというのが市民の願いですよ。これに対する市の対応はどうされるのですかということをお願いいたします。

副議長（今田佳男君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 現在の排水につきましては、三原市域に排出されておりますため広島県及び三原市が対応されており、その情報を共有いただいております。また、指導監督権限を有する広島県に対して、これまでに三原市と連名で産業廃棄物処理施設の設置に係る環境配慮手続条例の制定や本郷産業廃棄物最終処分場の適正な維持管理等についての要請を行っているところです。

水源保護条例につきましては、条例はその効力が及ぶ範囲として当該地方公共団体の区域内においてのみでございますので、現状においては廃棄物処理法に基づいた適正な維持管理が行われることが重要であると考えております。

副議長（今田佳男君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 竹原市側に流れる水というのは、はっきりそういった水源のおそれというのは明確だと思うのですね。これにどう対応していくかということで、今水源保護条例は云々と言ったけれども、この条例以外に県との連携を取って市民の不安を解消できるのかと。だから、市民の不安というのは、産業廃棄物処分場が竹原市側に流れるところに埋め立てられて、その排水が竹原市側に流れる、その近くの井戸水や水源を汚染するおそれがある、これは裁判所でも明確ですからね、汚染は明確なのですよ。

ですから、こういった状況の中で、今まで県と連携を取って三原市もやっているわけですよ。水質基準法で定められた水質基準を監視している、時々オーバーしているということがあったらそのときはきちっとやらなくちゃいけないけれども、少なくとも守らせるというのは最低限必要なのですけれども。

私がそこで確認したいのは、ぜひ水源保護条例をつくらないと、今の産廃処理法、水質基準からは竹原市としても打つ手がないのではないかとというのは大変心配しているわけですよ。ですから、三原市も水源保護条例をつくりました、竹原市も、私も今まで繰り返

しつくるべきではないか、これは、土地が本郷側にある、三原市側にあるからということ
でつけれないということではなくて、その流れる水が竹原市側になるわけですから、これ
は水源保護条例をつくっておかないと守れないというのが、極端に言ったら水源保護条例
しか守る手だてはないというふうに私は思います。

ですから、この条例をどうしても、三原市はもうつくりました、ぜひとも早急に市長の
責任で三原市の条例をもうちょっと研究して、早めに竹原市としても水源を保護する、汚
水を中止させるような実効性ある条例をぜひともつくっていただきたい、つくるべきでは
ないかということについて、市長の考えを市長にお尋ねしておきたい。

副議長（今田佳男君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 水源保護条例の制定についての御質問でございます。

これまでに答弁してきましたとおり、三原市と連携した取組が必要であるとは考えてお
りますが、このたび三原市において制定された条例は、対象地域を市内全域とされてお
り、対象施設として産業廃棄物最終処分場のみでなく、水質汚濁防止法に規定する有害物
質使用特定施設も含まれております。仮に、本市で三原市と同様の条例を制定するとし
た場合、その事務処理に相当のコストやマンパワーが必要となることが想定されることか
ら、三原市の条例の内容をそのまま本市で制定することは現実的ではないと考えておりま
す。

また、廃棄物処理法や水質汚濁防止法など法律によって規定されているものについて
は、本来その法律を根拠とした対応が図られるものであることから、改めて市の条例によ
って規定する必要はないものと考えております。今後、三原市が制定された条例を実際
に運用される中でどのような効果を発揮しているのかなど、その動向を注視しながら情報
の収集に努めてまいりたいと考えております。

副議長（今田佳男君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 三原市が全域を規制するような保護条例をつくった、そこまで竹
原市はマンパワーがない、だからつけれないというのは、議論がかみ合わない。つくら
ない理由の一つだと私は思わざるを得ないですね。それは、簡単に言えば、水源の条例、今
あるところの下流域に適応したような条例をつくれればいいわけですよ、わざわざ竹原市全
域までする必要はない。賀茂川水源とか井戸水とか、そういった分の上流域の産業廃棄物
等、そういった施設のものは困るよという条例をつくれればいいし、そのときに三原市と連
携して、これは三原市のほうの土地でしょうから、三原市と連携して竹原市のほうに流れ

る水なのですよと、条例から見たらいろいろこういった水源汚染は困るということで、部分的に、竹原市全域に規制をかけるのではなくて、水源の上流域、今ある現実的な対応ができるような地域を規制するというような水源保護条例をつくれれば済むことではないですか。

そういった難しい三原市というのはまねをしなくてもいい。竹原市独自のコンパクトな、竹原市のパワーで、人材で対応できるような区域を狭めて規制すれば対応できることですから、それでどうなのかと、規制地域を狭める、そういった実効性ある水源保護条例をつくるべきではないかということでもう一回答えていただきたいのと。

私が、あえて三原市もつくっているよということも紹介しました。これは、住民の福祉、繰り返し言っているように、竹原市の基本中の基本の仕事だと思うのですね。水源を守る、市民の命と健康を守る、これほど大切なと言うとおかしいけども、最も基本中なところを放置することは絶対に許されないと思うのですね。

ですから、もう一つ水源保護条例をつくる必要があると、コンパクトなという、実効性ある水源保護条例をつくれということを申し上げたいし、この水源保護条例をつくらなくてこのまま放置してだんだんできたら、今の三原市と同じような泡水や臭いが出るような水が竹原市側に流れてくる。これだけは決して放置してはいけません。ですから、水源保護条例をつくる以外に、市が監督するとかいろいろありましたけれども、そういった監督をすれば、下流域の井戸水の住民の方、下流域の農業用水での心配の方、ひいては竹原市の水源の汚染は心配ないと明確に言ってくださいよ、もしそこであなたが本気で考えているなら。私は、そうではないから水源保護条例を早期につくらないと間に合わない。ですから、水源保護条例をつくらなくても、この竹原市側に流れる水の井戸水を飲んでいる人、農業用水を使っている人、ひいては竹原市の水道水源に影響はないと明言してください、ここで。

副議長（今田佳男君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（森重美紀君） 水源の保護につきましては、住民の安全を守るために大変重要なことであると認識しております。

ただ、先ほども述べましたように、法令で規定されているものについてはその法律によって対応が図られるものであることから、本市にできることとして一体何ができるのか、現在三原市が制定された条例を実際に運用される中でどのような効果を発揮しているかなどを注視しながら検討してまいりたいと考えております。

副議長（今田佳男君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 早急に検討して実効性ある水源保護条例をつくるべきだと。あえてもう一回言うと、先ほど産廃場ができて竹原市側に水が流れる、その下流域の井戸水や農業用水あるいは竹原市の水源、ここが明確に心配ないと言えるかどうかということは答弁がないわけですよ。それはできないわけですよ、誰が考えても。ですから、この水源保護条例をどうしてもつくる必要がある。

それで、水質の検査の分を追加しておきますと、飲み水の井戸水の検査の中には、10項目か、一般細菌や大腸菌等々をチェックする項目があります。そして、水道法にも一般細菌、大腸菌をチェックすることがある。しかし、安定型産廃場の浸透水の水質基準、別表第2というのがあるのですけれども、これは、この安定型産廃場ができて下流域の浸透水等の水質をチェックする項目は23項目になっているけど、この中にはさっき言った飲み水に適応されている大腸菌とか一般細菌の検査項目さえないので、この中には。井戸水は10項目中にもあるけれども、この産廃場の排出の水質基準値、調べる項目というのは大腸菌、一般細菌はない。ですから、百歩譲ってと言ったらおかしいけれども、この産廃場ができて調べたら基準値以下の排水なのですよと言っても、決して飲める水ではないということだけは明確に指摘して、ぜひ水源保護条例をつくって真剣に対応していただきたいということで、次の質問に移ります。

次は、観光行政についてお尋ねしておきたいというふうに思います。

観光行政のことで、私は、23年度、令和5年度の各事業実績の取組、これが5月31日の総務文教委員会で報告されて、DMOが令和5年度の中には10件の事業を連携という形で、どここの事業者を選んでそこに仕事をしてもらおうというようなことをやっているわけですね。

それで、竹原市が竹原DMOへ委託して、DMOが連携という形ですけれども各事業者を選んで観光事業を行っているということで、要するに連携とは何ぞやと、こういった取組をされているかということを私は質問しました。

それで、本来は、壇上で申し上げたように、竹原市の事業を選定、発注といいますか、それは入札をやって契約するというのが大原則です。そして、プロポーザル方式で今この観光行政はやられているのでしょけれども、このプロポーザル方式についても随意契約の一種、企画競争型方式でしょけれども、要するに随契の一種ですよ。ですから、随意契約はいろいろ問題が起こりやすいから、こういった分しかやってはいけないということ

が、歯止めがかかっています。

それで、あえて私がここで聞いたのは、竹原市が、令和5年度、2023年度に10件の事業をDMOが連携ということでやっている。そこで各いろいろの事業をやっていますけれども、プロポーザルといえども1者だけでやってくださいということでは、先ほど私が言ったような公平性、透明性は担保できないということは誰が考えても明らかですよ。

ですから、ここに事業が、例えば23年度、令和5年度の事業では、ブランディング戦略の策定とかブランディングツール作成とか、いろいろ10事業をDMOが選定してやっているということで、例えばこの10事業について、全部プロポーザルかどうかは分かりませんが、10事業について、何者選定してそこから選んだよということを具体的に、10個の事業がありますから、教えていただきたい。

副議長（今田佳男君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 竹原観光まちづくり機構におけます業者選定と実施方法についての御質問でございます。

こちらにつきましては、5月31日の説明におきましては連携という形で記載させていただき説明をさせていただいたところですが、大半は委託事業として実施をさせていただいているところでございます。

また、委託業者の選定に当たりましては、先ほど市長の答弁のほうでもございましたとおり、ノウハウを生かした事業者を選定しているということでございますけれども、選定に当たりましてはプロポーザル方式等を活用して実施しているところでございます。各事業の参加業者については、すみません、資料を現在持ち合わせておりませんが、全て複数者に参加いただきながら、答弁にもございましたように、これまで実績ある者、あるいはこういう事業をやられている事業者にお声掛けをしまして提案いただき、事業者を選定してきたところでございます。

以上でございます。

副議長（今田佳男君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） ここは事前に通告しているわけですから、もう少し詳しくお尋ねしておきたい、資料がないから分かりませんということではお粗末過ぎるということで、連携ということでやられているのでしょうか、例えばブランディング戦略策定というのは、500万円かかって、実際に行ったのはFRASCOという会社でしょうけれども、

この分でいえば、これはプロポーザルでやったのか、何者選んでここに決まったのかを教えてくださいませんか。

副議長（今田佳男君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） すみません。どうしても記憶の中でになりますので、すみません、数字については複数者ということで答弁させていただきたいと思いますが、その複数者の中でこのFRASCOを選定したというところでございます。

副議長（今田佳男君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） これは、公の場ですから、せっかくの機会で、こういういろんな適正、公平性を担保するような入札とか業者選定をしなくていけないというのはもうごくごく常識的なことですよ。ですから、そこで資料がないとか複数者という曖昧な答弁では納得がいきませんよね。

ですから、こういったDMOが業者を選定しているわけですから、DMOが何者選んで、プロポーザルでやったらここに決まりましたよというのは最低限公表すべきではないですかね。ホームページの作成なんかも500万円かかっている。これはサイクルということでしょうけれども。情報データベースの構築もサイクルですけれども、ここも何者で選んで実際の会社に決まったというのが、例えばこのホームページの作成やデータベースの関係、あるいは一番大きいのは観光プロモーション、これは1,100万円ちょっとですけれども、ここを聞きましょうか。観光プロモーションでは、1,100万円で、ここに近畿ツーリスト云々という会社がありますけれども、何者選んで、プロポーザルかどうか、何者選んでここに決まったのかを、この1,100万円ぐらいは明確にしてもらわないと困りますよね。

副議長（今田佳男君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） すみません。繰り返しになり申し訳ございませんけれども、複数者参加いただきまして決定させていただいたところでございます。

副議長（今田佳男君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 市長、これは、DMOの責任者はあなたですよ、市長ですよ。これは、市長であって、DMOの執行機関は代表理事があなたです、市長です。市長というのか、代表理事が執行機関、DMOがいろいろ仕事をする機関の責任者は市長です、あと職員3人ぐらいいるけど。あと、意思決定機関も、理事会の代表理事も市長ですけれども、今は執行機関のことを聞いているわけですから、これも知らないということ

はちょっと言えないと思うのだけど、大きな金額の1, 129万4, 000円の予算で、同額の決算で、要するに同額で事業をやらせているということですよ。これは、プロポーザルでやったのか、何者集めてやってここに決まったのか、市長に責任ある答弁を求めておきたい。

(13番宇野武則君「議長、議事進行」と呼ぶ)

副議長(今田佳男君) 宇野議員。

13番(宇野武則君) 肝ですからね。休憩して資料を出させなさい。

副議長(今田佳男君) ちょっと待ってください。

休憩します。

午後2時15分 休憩

午後2時22分 再開

副議長(今田佳男君) 再開いたします。

企画部長。

企画部長(國川昭治君) まず、貴重な時間を空費いたしまして誠に申し訳ありません。

先ほどの答弁でございますが、すみません、私もプロポーザルに参加していて記憶の中の範囲だったのであいうお答えをして申し訳ありませんでした。

まず、ブランディングの事業につきましては、3者参加いただいております。また、観光プロモーションについては4者ということで、それぞれ提案いただきながら業者選定をしたところでございます。

以上でございます。

副議長(今田佳男君) 14番松本議員。

14番(松本 進君) それぞれ3者、4者という、2つの事業についてはお答えいただきました。

それで、プロポーザルといえども随意契約と同じような扱いがあつて、随意契約では、この概要、随意契約のできる要件というのが決められております。その中でいろいろ見ますと、例えば、予定価格が少額であるという面ではこの1, 000万円というのはちょっと大きいかなと思うのですが、あと性質または目的が競争入札に適合しない場合は随契にしますよとか、いろいろ緊急に入札が必要なときとか、競争入札にすることが不利益と認める場合とか、いろいろ6項目の歯止めがかかって、随契する場合はこういったことができる要件ですよということで、まず予定価格が一番少額だと、競争入札にすること

が適さないというようなところを、今2つは紹介したのですが、こういったことに該当するかどうか。

それで、あと3者、4者であっても連携というのがあるから、気になるのは、本来3者なら3者で入札させて、一番安くていいところを選ぶというのが基本原則だと思うのですが、この3者、4者は、連携というの、もう一回確認しますが、DMOが入札を行って決めたのか、この3者、4者のほうについては入札をやったのかどうかということ。さっき言った随契になる要件がありますね、予定価格が少額の場合とか、競争入札に付することが不利益と認める場合とかということで随契の要件があります。これに該当した内容なのかどうか、この2点をお答えください。

副議長（今田佳男君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） まず、参加業者については、冒頭説明させていただきました3者、4者で実施させていただいたところでございます。こちらについては、連携事業ということで委員会資料では記載をさせていただいておりますけれども、業務委託として実施しているところがございます。

また、業者選定に当たりましては、限られた予算、委託料の中でより効果的、効率的な事業実施ということに関しましては、価格競争によるところではなく、提案内容等について審査をいたしまして決定することとしておりまして、内容については競争入札には適さないというふうには考えているところがございます。

以上でございます。

副議長（今田佳男君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） 適さないと言うけれども、そこでDMOが入札をしないと、現実問題は、さじ加減と言ったら言い方が悪いかわからないけれども、プロポーザルという名の下に。それは確かにプロポーザルの分がありますよね、要件があるのでしょうかけれども、随意契約に近い形では、さっき私が言ったように、公正性とか公平性を透明化しないと、誰から疑われてもしょうがないよということが起こる。

ですから、随契、プロポーザルの場合は、特に注意してということで、3者であっても、競争性になじまないという理由がどこにあるのですかね。先ほど言ったブランディング戦略とか観光プロモーションとかこの2つの事業に言っていましたけれども、これは、プロポーザルというのは分かります、そこで3者を選定したというのは分かります。そこから一定の競争性で入札、3者なら3者で入札する、4者なら4者で入札をするというの

が公正、公平性を担保できると思いますけれども、それについてはどうでしょうか。

副議長（今田佳男君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） まず、すみません、公平性という部分でございますが、まず委託金額につきましては、予定額を示した上で、その範囲内で提案をいただいております。提案内容のよい業者を選定し契約したというところでございます。

こういった方式につきましては、現在提案内容のいいプロポーザル型というのは一定にはどこもが実施している内容でございます。選定においてもよりいい事業者を選定させていただいたものと考えております。

副議長（今田佳男君） 総務部長。

総務部長（向井直毅君） 契約に関する御質問という趣旨もでございますので、私のほうから契約について一言お答えしたいと思います。

まず、全体といたしまして、竹原市の契約規則または地方自治法に基づく契約というのはあくまで市が直接工事ないし業務を委託する際を守るべきルールでございます。委託先の業者については業者のルールに基づいて行われるということが大前提ではございますけれども、今回のプロポーザルにつきましては、一般的には、いろいろ御意見等、考え方もございますけれども、それぞれ金額だけではなく、いわゆる業務の内容またはそういった専門性を問う中で、金額だけでは判定し切れないもの、こういったものを主にプロポーザルによって業者を選定しているというような、市の業務についてはそういったすみ分けを持ってさせていただいております。

そういった意味で、広義の意味でいえばプロポーザルというのは随意契約とはなりませんけれども、金額のみだけでなく、そういった実績、また専門性も含めて総合的に評価するという形であればプロポーザルというものは有効な選定理由になるかというふうに考えておりますので、御理解いただければと思います。

副議長（今田佳男君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） ちょっと誤解があったらいけないのだけれども、私はプロポーザルが全て駄目だということを言っているわけではないのです。だから、プロポーザルで、こういった今ブランディング戦略の策定とか観光プロモーションの事業とか、金額が1,129万4,000円という、観光プロモーションは高いですけども、金額が大きいですけども。

ですから、公募方式で観光プロモーションを4者選んだ、4者選んで、プロモーション

で選んでいるわけですから、一定の竹原市としてはこういった観光行政をしたいというのはいろいろ仕様書とかいろいろあってやっているはずですから、そこで4者呼んで、その呼んだ4者なら4者の中からどこの企業に決めるかという面では、さっき言った、どうしても公平性、透明性を確保しようと思ったら入札という原則しかないのではないかと思いますのですね。あとはこのブランディング戦略も一緒ですよ。

ですから、これは、同じ金額の予算金額に対して、決算額、執行額も同じ500万円、500万円、ブランディング策定ね。観光プロモーションも1,129万4,000円から予算を組んで、同じような金額で、決算額で執行されているということでは、公平性、透明性があるって合理的な安くていいところをとという入札制度のいいところが生かされていないのではないかとということなのです。プロポーザルで選んだらいけないということではないのですけどね。

プロポーザルで3者あるいは4者選んだ、そこでこの入札金額が、予算と決算、執行金額が一緒だということでは、競争性が働いていないのではないのかということについてはどうでしょうか。

副議長（今田佳男君） 総務部長。

総務部長（向井直毅君） すみません。これはあくまで一般論ではございますけれども、確かに公平性、透明性という部分で、金額によらない部分についてもそこは選定理由に入るということではございますが、その理由といたしますか、その選定に当たってのポイントも全てポイントづけをいたしまして、それぞれ選定委員を設けてしっかり判定をすること、その部分については、公平性という部分については担保ができていますものというふうに理解をいたしております。

当然、契約の原則というのは入札というものが原則ではございますが、例外規定として、そういった公平性、透明性を担保した上でのプロポーザルでの随意契約ということも、広くこれは一般的に行われているものでございますので、そういったものをしっかり担保した上でそういったものは行われるべきものでございますし、そういったものが担保できる仕組みは可能であるというふうに御理解いただければと思います。

副議長（今田佳男君） 副市長。

副市長（新谷昭夫君） 議員のほうに少し誤解があるのではないかとというふうに私は思ったのですけれども、プロポーザルをやって4者を選んだということではなくって、プロポーザルを行うに当たって、提案募集、ですから最初に答弁のほうでも申し上げましたけれ

ども、竹原市で観光のいろんな取組に対してプロポーザル等で手を今まで挙げていただいた業者さんにこういう形で提案をしていただければということで募集をかけて、その中に4者が手を挙げてこられたということでございます。手を挙げてこられたときには、ですから仕様書等をいろいろ出しておりますので、竹原市の観光行政にのっかってよりよいものをその中から選んだということでございますし、金額につきましても、先ほど申し上げたとおり、一定の金額というのをお示ししておりますけれども、それより一定額安いというところにはそれなりの点数もそこに加えながら、全体の点数評価をした上で業者選定をしているということでございますので、御理解をいただければと思います。

副議長（今田佳男君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） いろいろ説明があったけれども、予算と決算の分の結果論を見ると、そこには税金の合理的な支出というのか、そこではもうちょっと説明責任が果たされていないというふうに私は思っています。

それと、次の質問になりますけれども……。

副議長（今田佳男君） 3分前になりますから。

14番（松本 進君） 私は、今度、DMO、今調べてみますと、竹原市の観光行政に関わる職員というのは、課長含めて10人というのになっていました。竹原市で行う、課長を含めて10人の観光行政係の中からあえてDMOに4人でしたか送り出してDMOをつくって、そこに仕事を契約させるというようなこともやっている。本来ならこの10人の観光行政で市としてはいろんな、先ほどあったような広域的連携の行政間における観光施策の総合調整、こういったことを、市の本来のことをやって、この方針が決まっていればその中でこういったプロモーション、ブランディング、いろんな事業をやらせようということがシェアできることを、あえてわざわざDMOをつくって、竹原市からDMO、DMOから業者の選定という、その中間的なDMOが一つ、無駄という言い方も見方もいえばあると思うのですが、そういったことがあるわけですね。

なぜ10人の職員、課長を含めているのに、その中から4人をDMOに派遣してわざわざこういった、難しいといいますが、さっき言った決算の分でいえば、予算執行と決算を見れば、合理的な執行にはなっていないということが起こるのか、なぜDMOを立ち上げたのかということを説明していただけますか。

副議長（今田佳男君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） まず、職員10人ということでございますが、産業振興課は農

林水産、その他の業務をしておりまして、観光の担当職員については令和5年度は1名で対応していたという状況でございます。

また、DMO法人を立ち上げて、その効果ということでございますが、3点あるかと思っております。1点目としては、市長が答弁させていただきましたとおり、公共性を持つ、専門知識を持つ民間組織が推進するほうがいだろうということ1点と、2点目としては、行政では人事異動というものがございまして定期的に職員が替わりますが、こういう組織につきましてはプロパー職員が雇用できるということで、より専門知識、経験を有する民間人材を雇用し、しっかり取り組んでいくということが、法人としてのノウハウを生かしながらさらなる事業効果を上げていくことが可能だと考えております。また、3点目としては、国においてこういう観光まちづくり法人の設立を進めているところでございまして、これを立ち上げることによりまして補助金等、財源の確保も有利になると、この3点が効果だと考えております。

こういったことから法人を立ち上げ、関係事業者と連携をしながら観光施策を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

副議長（今田佳男君） 以上をもって松本進議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により、2時55分まで休憩します。

午後2時37分 休憩

午後2時53分 再開

〔議長交代〕

議長（大川弘雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

質問順位3番、宇野武則議員の登壇を許します。

13番（宇野武則君） それでは、令和6年第2回定例会一般質問を行います。

皆さんお疲れのところですが、早くやめますのでよろしくお願いします。

1点目として、庁舎移転関連経費のうち、創建ホーム本社仮移転経費として、令和4年12月定例会最終日、1,500万円が追加提案され、即議決されました。提案の根拠法として、地方自治法第232条の2、地方公共団体は、その公益上必要がある場合において、寄附又は補助することができる。公益上必要があると解釈し、このような取組をいたしましたと答弁。後日、情報公開請求によると、500万円は創建ホームの三原展示場の

営業課、設計課、展示場打合せスペース、改装費とあるが、三原市は行政圏外、竹原市には何ら公益上の利益はないと思いますが、改めて法の拡大解釈ではないか伺います。

次に、1,500万円のうち1,000万円は、創建ホーム本社仮移転費、改装費、支出額は897万9,167円であります。改装前、完成時の現場確認はされたのか、同時に発注仕様書、領収書等の関係書類の提出はあったのか伺います。

次に、前平田総務企画部長は、三原展示場、公費支出については市顧問弁護士に協議されたのかとの質問に協議されたとの答えでありましたが、協議された日時、場所、弁護士名、500万円支出についてどのような内容の助言をいただいたのか、市長に伺います。

次に、令和4年3月29日、中国新聞朝刊で、創建ホーム社屋寄附へ、竹原市へ、商工会議所移転候補地に、山本会頭は議員総会で明らかにした、市は受入れ前向き、一部会員は、山本社長が会頭である理由から、利益相反など意見が出たと報じられた。

令和4年5月19日、同紙報道で、竹原市、商工会議所事務所移転先、創建ホーム社屋に決定、市が受納後、無償貸与か、臨時総会には68名が出席、事務所を同社屋に移転することを承認した、反対意見はなかった、市は態度を明らかにしていないが、関係者によると受け入れる方針という、受納後は会議所に無償貸与とともに、移転支援金3,000万円を商工会議所に支払う方向で協議が進んでいる。山本会頭は、中国新聞の取材に、今後とも市との協力体制を進め、竹原市の活性化につなげたいと述べたと報じられたが、その後の会頭、会議所の判断は、長期にわたる市民負担が残った現実のみと思いますが、市長の御所見を伺います。

次に、現在創建ホーム本社は名実ともに東広島の社屋であることは、多くの関係者の認知するところであります。

現竹原本社は、社員数名で営業されていると伺っておりますが、旧創建ビルは既に築40年、創建ホームは営利企業、同社がビルを長期に使用するメリットは何もありません。私は、同ビルは社には無用の長物と申し上げたのは、諸般の理由からであります。

形は違いますが、ふれあい館ひろしまの当時の物件所有者は創建ホーム、現在は転売されているが、現在の施設運営費約2,000万円は公金であります。

商工会議所会頭が市にどのような貢献があったのか具体的には分かりませんが、市長はどのように認識か伺います。

令和4年度県合同庁舎の全体管理費は、5,390万円、県3,600万円、市1,165万円、会議所625万円であります。市は、広島県所有分を取得と答弁されている

が、どのような内容で取得されたのか伺います。

次に、県合同庁舎移転費については、一連の新聞報道から山本会頭が主導で事業を進めているように見受けられますが、一説には竹原市の交渉窓口は副市長との説もありますが、その事実はあるのか伺います。

土地使用賃貸契約書。竹原市を甲として、創建ホーム株式会社山本静司を乙として使用賃貸契約を締結した。この契約書の締結書を証する為、契約書2通を作成し、甲乙が記名、押印して各自1通を所有する。令和4年12月28日。甲、竹原市代表者、竹原市長今榮敏彦。乙、竹原市中央3丁目7番1号、創建ホーム株式会社代表取締役山本静司。山本静司の押印、割り印があるが、竹原市長の印はないが、欠陥文書ではないか、誰が作成したのか伺います。

2点目として、市営住宅管理について伺います。

市長は、市営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することを目的に、住宅セーフティネットの根幹となるものと答弁を繰り返しておられますが、現実の住宅管理をどこまで理解されているのか分かりませんが、令和2年度（中高層を除く）管理戸数551戸、入居者数は281戸、納税額は2,012万4,186円、修繕費は1,119万3,164円で、修繕費地域別では総数87戸（竹原町54か所、忠海町20か所、吉名町12か所、北部1か所）で、修繕された住宅は築何年か伺います。

次に、吉名住宅、竹原大王、北崎住宅は、9割以上の入居者が退去して相当年数が経過するが、何を目的に入居者を退去させたのか伺います。

次に、現在も各住宅には数戸入居者が残っておられるが、なぜ退去の処置をされないのか伺います。

次に、長寿命化計画で現在何戸が整備されたのか伺います。

次に、現在企業による賃貸住宅が私の近くにも3棟、30戸ぐらいの賃貸住宅が建設されているが、若い夫婦が入居、ほぼ満室であります。市は企業の賃貸住宅をどのように把握されているのか伺います。

3点目として、区画整理事業について。

現在、区画整理事業の総面積中、完成した面積と未整備地（戸数）について伺います。

次に、整備された用地のうち（売却済み）、面積、戸数合わせて未処分地（戸数）はどれぐらいになるのか。

次に、6年延長されたが、残期間で予算はどれぐらいを推計されているのか。

次に、残事業交渉は、どのような体制でどれぐらいの頻度で交渉されているのか。

次に、現在、市全域で人口減とともに空き家、空き地が増大している、その現状をどのように認識か伺います。

次に、ゆめタウン問題について伺います。

本年5月17日に開催された市議会全員協議会において、市長はゆめタウンの取得を表明されたのであります。同店は、2022年11月閉店、本市では大型量販店として第1号店であります。その老舗店が年末を控え閉店することは、イズミにとっては異例の決断と推測されますが、市長はどのように認識か伺います。

解体費2億円については、全協での説明であります。公的機関で積算されたものか、あるいは解体業者が行ったものか伺います。

イズミ店内は、アスベスト等の吹きつけの有無について確認された上で2億円となったのか伺います。

解体費が2億円を超えた場合は、どこが負担されるのか伺います。

ゆめタウン寄附と同時に市役所との中間にある民間駐車場、抱き合わせで購入との説明であります。現在イズミ駐車場の固定資産税は年額どれぐらいになるのか伺います。

現在自己破産されているが、納税はどのように処置されているのか伺います。

市長説明のにぎわい創出とは、何を創造されているのか伺います。

市内では、小学校や幼稚園、保育所の統廃合や吉名、荘野出張所の廃止、統廃合は、地域住民の皆様には欠かせない施設であります。人口減や諸般の理由を理解いただき、行政推進に協力いただいていると思います。市は自己破産した企業の尻拭いをする必要性はどこにあるのか伺います。

現庁舎の間にある駐車場や空き店舗も購入方針、民間施設誘致などを含め、一体的に整備することで活性化が期待できると説明されたが、市長は現在市の経済動向をどこまで理解されているのか、御所見を伺います。

現在、市民から一番疑問を持たれているのは、市長と地権者との関係であります。どのような関係か、市民に御理解いただくよう説明をお願いいたします。

以上、壇上での質問は終わります。

答弁次第では、自席で再質問をさせていただきます。

議長（大川弘雄君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 宇野議員の質問にお答えいたします。

1点目の庁舎移転経費についての御質問でございます。

創建ホーム株式会社の本社移転につきましては、当初は新本社建設後に移転を予定されておりましたが、新本社建設前に事業者において市内外の必要な箇所へ本社機能を仮移転していただくことで、本市の財政負担軽減と庁舎移転の早期進捗につながることから、公益上必要があると判断し、市議会において仮移転支援金の予算議決を経て支出したものであり、その手続においては改修費の見積書や実績報告書等を提出していただいております。

さらに、竹原商工会議所につきましては、市議会において移転に必要な予算等の議決を経て早期移転に取り組んでいただいたことから、本市の財政負担軽減と庁舎移転の早期進捗につながったものであると考えております。

なお、顧問弁護士にも随時相談をしながら取組を進めており、移転支援金や使用貸借契約の内容について確認の上、対応したところであります。

たけはら合同ビルの広島県所有部分の取得につきましては、現状有姿にて1億3,000万円で購入をしております。庁舎移転に関する関係機関との協議等につきましては、様々な場面や内容に応じて、私をはじめ副市長や部課長などが適宜対応しております。

市と創建ホーム株式会社での使用貸借契約につきましては、複写により印影が見づらくなつたものと思われませんが、原本には適切に押印しております。

次に、2点目の市営住宅管理についての御質問でございます。

昨年度の市営住宅の修繕箇所数は88か所で、建築年代別では昭和30年代が14か所、昭和40年代が36か所、昭和50年代が24か所、平成10年代が14か所となっております。

入居者に移転をお願いする目的は、市営住宅長寿命化計画に基づき、市営住宅を集約化し、管理戸数の適正化を図るため、建物が老朽化するなどした住宅を用途廃止することによるものであります。

これらの入居者は、高齢者の割合が高く、健康状態に不安がある方、低所得の方など様々な事情を抱えている方が多いため、入居者の事情に寄り添いつつ丁寧な働きかけを行い、理解を得ながら移転の取組を進めてまいりたいと考えております。

市営住宅の長寿命化の取組につきましては、大規模修繕、屋根防水、浴室改修等の長寿命化と居住環境の向上を継続的に実施しており、実施戸数は令和3年度が44戸、令和4

年度が18戸、令和5年度が32戸となっております。

民間の賃貸住宅につきましては、営利を目的として運営されており、戸数や入居状況等の詳細は把握しておりませんが、市営住宅は住宅困窮者で低所得の方を対象に所得に応じた家賃設定を行うなど、民間の賃貸住宅と市営住宅では役割や条件設定が異なるものと考えております。市営住宅については、住宅セーフティネットとしての役割を果たしながら、長寿命化計画に基づき管理戸数の適正化や安全性、居住性の向上を図ることにより、誰もが安心して快適に暮らせる住環境づくりに努めてまいります。

次に、3点目の区画整理事業についての御質問でございます。

令和5年度末における仮換地の整備状況につきましては、総面積21.3ヘクタールのうち18.1ヘクタールの整備を完了しており、残りの地権者数は現在整備中の仮換地を含め35件となっております。

保留地の売却につきましては、約4,200平方メートルの整備を完了し、このうち約3,400平方メートルを売却処分しております。

事業費につきましては、全体事業費は51億3,200万円であり、令和6年以降の残事業は約6億6,600万円となっております。

本事業の推進に当たっては、区画整理専任職員2名のほか、都市整備課職員が一丸となり、それぞれの地権者の実情に応じた交渉方針に基づき適時適切に交渉を進め、関係権利者との合意形成に努めているところであります。

本市においては、人口減少、少子高齢化の進展により空き家、空き地が増加傾向にありますが、こうした人口減少社会に対応するべく、立地適正化計画に基づく集約型の都市構造への転換を目指し、コンパクトで持続可能なまちづくりの形成を推進しているところであります。

このうち新開地区においては、土地区画整理事業等の推進により居住や都市機能の誘導に取り組んだ結果、住宅の新築により区域内の人口が大幅に増加したほか、医療・福祉施設、商業施設等が進出するなどの事業効果が現れているものと考えており、引き続き本事業の早期完了に向け取り組んでまいります。

次に、4点目の旧ゆめタウンについての御質問でございます。

旧ゆめタウンにつきましては、令和4年11月末、建物の耐震性の問題から、お客様と従業員の安全性を考慮し、閉店を決断されたと伺っております。市の中心部に位置し、市内の商業をはじめ、市民の雇用など、地域経済の活性化に多大な貢献をいただいていたこ

とから、非常に残念なことであったと考えております。

旧ゆめタウンの建物解体費の見込額としてお示しした2億円につきましては、破産管財人からの聞き取りや旧福社会館の解体費を参考に試算した金額であります。今後の物価動向によっては変動が見込まれるため、事業実施の際にはその時点で改めて積算して御説明すべきものであると考えております。

旧ゆめタウン店舗のアスベスト吹きつけにつきましては、破産手続において調査されており、飛散性のアスベストはないものと伺っております。

旧ゆめタウン駐車場及び破産手続中の法人に係る市税の内容につきましては、いずれも税務情報に該当するため回答は差し控えさせていただきますが、破産手続においては、一般的に租税債権は手続終了時に優先的に弁済されるものとなっております。

旧ゆめタウンの建物につきましては、このまま建物を所有する法人の破産手続が完了すれば、まちの中心部に巨大な空きビルが残置され、負の遺産としてあり続けることとなり、将来のまちづくりにおいて大きな課題となるものと考えております。

旧ゆめタウンを複合施設と一体的な整備エリアに包含し、有利な財源を活用して用地取得や建物解体を進めることで、公共機能の充実と民間機能の誘導に向けた十分なスペースを確保することが可能になるとともに、市民ホールや図書館、子育て支援機能などの複合施設と民間施設の相乗効果により、日常的に多くの人が集まり、交流を生み出す空間を創出することができるものと考えております。

本市におきましては、他の自治体と同様に人口減少が続き、今後も厳しい情勢が見込まれるところでありますが、人口減少やにぎわい、活力の低下に少しでも歯止めをかけるために、危機感を持って取り組まなければならないと強く感じております。

複合施設をはじめとした中心市街地の一体的な再整備事業は、官民連携による公共機能の充実と民間機能の誘導を目指していることから、民間事業者を誘致するために計画の自由度が高い規模の整備エリアが必要であると考えております。

当該土地の地権者は、私の縁類に当たる方ではありますが、市民ワークショップや専門的な知見から、再整備後の施設や機能イメージを踏まえ、隣接する旧ゆめタウン敷地と駐車場等を含めた区域を整備エリアとして検討を進めているところであり、今回の再整備事業に必要な事業用地として確保すべきものと考えております。

これらの事業は、本市の将来を見据えたまちづくりの一環として、多くの人々が集まり多世代が交流できるにぎわいと活力の拠点を整備するものであり、まちの中心に新たな価値

値と機能を生み出していけるよう、今後も市民の皆様に十分説明をしながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（大川弘雄君） 13番宇野議員。

マイクをお願いします。

13番（宇野武則君） 私は、さきの議会でも申し上げたように、これは選挙の折のパンフレットですが、絶えず行政に対しては是々非々を貫いてまいりますという、政策的なことは一行も書いておりません。市長と私たちは、二元代表制で、市民から選ばれるという説明をいたしただけの文書でございます。

そこで、2と3、市営住宅と区画整理について。

地方公務員法、さきの議会でも第30条について説明をいたしまして、市長の御答弁をいただいておりますが、第35条まで、サービスの宣誓とか、あるいは第33条の信用失墜の行為、第34条の秘密を守る義務、それから第35条の職務に専念する義務とあります。それから、昭和47年3月22日、条例第8号として職員のサービスの宣誓に関する条例が市条例として制定されております。

第1条は、地方公務員法等によってであります。宣誓書は、私はここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的かつ、能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ、公正に職務を執行することを固く誓います。こういうことなのです。

私は、2番、3番と申し上げましたが、これは本来は公共事業というのは大体工期が設定されるのです。この下水の場合は、30年間で使用料で支払うという前提条件があります。しかし、これは、一般事業は、いろいろな理由を今まで述べておられますが、そうではないのです。来須の市営住宅なんかは、1万円で独身でも無収入の方でも入っておられるのです。だから、今、長寿命化計画と言っているのは、実際3,000円や4,000円という家賃はないのです。

だから、そこらをこれから、今建設部長さんが県から来られて間がないので、この質問は次回に据え置くということにしたのです。それで、全体をよく認識されて、できるだけ、こういう人口減で予算がどんどんどんどん縮小されてくる時代には、敏速に仕事をやるということ、それがこの地方公務員法でちゃんと述べられているのですから。

だから、私は、よく申し上げるように、公金に妥協はないということを申し上げてきました。だから、私は今まで7件の裁判を市を相手にやっております。しかし、判決をもらったことは一度もないのです。57年から61年までの間の任期中には、リコール関係は市長とやった裁判がほとんどです。それで、その以後、平成2年から6年までは、公共下水道とか中四国フェリーの油購入とかというものが主です。それで、私は、今でもこれ、小坂市長が1年を経過して何でこの下水道をやったのかなというように1年に1遍ぐらいは思い出すのです。最終的には、区画整理だったのだなという結論に達するのですが。

どっちにしても、もうちょっとスピード感を持ってやらないと。今言うように、いろいろな理由をつけて、2件か3件を放ってから、何百坪という土地を独占しているのですから。しかし、九十何%の方は、どいてくれた人の人権はどうなるの。市の方針を理解してどいてくれているのよ。そのようなものは、いつまでもぐだぐだぐだぐだしていたら、今度広島県の県営住宅、基町の、あれは4,000人いるというのだ。まだ3人ぐらいいるから解体はずっと先ですとあって、そのようなことはしないのよ。だから、訳の分からない理由はいいが、協力してもらった人に対してちゃっとしたことを回答を出していかないと、市が、今度協力する者がいなくなると。ごねればいつまでもいられるというのだ。そこには、経費も人件費も皆かかるのだから、私が言っている。

私は、ここに、市長の予算、それから議会の議決権、それから監査委員の監査報告に対する申告者への判断の誤りというのが載っているのですが、これは民事訴訟なのです。

議会の決算審議において、承認議決を経た市長の補助金交付であっても、納税者訴訟の対象となる。名古屋高裁です、これは。控訴人等が桑名市の住民であることは、弁論の全趣旨により、その住所が桑名市にあることによって認めることができる。被控訴、桑名市長が桑名市の昭和29年度予算中、産業経済費、農林水産振興費から桑名森林組合こと桑名森林保護組合に対し、新植奨励補助金として金2万5,000円を交付したこと。控訴人等が、昭和31年6月1日、桑名市監査委員に対し、右補助金交付につき、地方自治法第243条の2に基づき、監査並び措置の請求をなしたこと。右監査委員が、書面をもって控訴人等に対し、右補助金交付は違法または不当でない旨の通知をなしたことは、当事者間に争いがなく、成立に争いのない。甲第2号証によれば、監査委員が昭和31年6月19日に右のごとき決定をなしたことを認めることができる。被控訴人は、本件補助金交付は市議会の決算審議の際に市議会によって承認されたものである旨控訴し、成立に争いのない。乙第2号証によれば、昭和31年1月30日、市議会が右のごとき決議をなした

ことが認められるけれども、右決議によって予算支出の名目上の不当性または違法性は治癒されるかもしれないが、本件補助金の交付行為自体に存在する違法性は治癒するものとは考えられないから、被控訴人の主張、その理由がない。されば、本件補助金の交付金の交付行為は、右のごとき違法性あるものとして取り消すべきものである。

地方公共団体の議会の議決があった公金の支出についても、地方自治法第243条の2第4項の訴訟により、その禁止制限などを求めることができる。これは、昭和37年3月大法廷です、地方自治法第243条の2による住民の監査請求並びに及び訴訟は、地方公共団体の公金又は財産に関する長その他の職員の行為を対象とするものであって、議会の議決、是正を目的とするものでないことは原判示のとおりである。しかしながら、長その他の職員の公金の支出等は、一方において議会の議決に基づくことを要するとともに、他面法令の規定に従わなければならないのはもちろんであり、議会の議決があったからというて、法令上、違法な支出が適法な支出となる理由はない。原判決は、かかる場合には、同法第5章に定める議会の解散請求によって解決するものとするが、支出、公財産の管理等を適正たらしめるものと解釈するのが相当である。かく解するならば、監査委員は議会の議決があった場合にも、長に対してその執行につき妥当な処置を要求することはできないわけではないし、殊に訴訟においては、議決に基づくものであっても執行の禁止、制限などを求めることができるものとしなければならない。原判決が本件支出について、大阪府議会の議決があった一事をもって直ちに上告人の請求を棄却すべきものとしたのは、法令の解釈を誤った違法であると言わなければならない、これは最高裁判所大法廷の判例であります。

ということで、私は、公金については市民の代弁者として妥当の余地はないということはこのことなのです。

だから、地方公務員法は、公務員の職員の皆さん、あるいは議決する我々と、理解しながら事業を進めていくことが基本なのです。だから、私は、いつも職員の皆さんとは会話しております。

私が一番思うのは、法律、予算、そういう順でお話しするのですが、いろいろ意見を交換しておれば、道は開けるのです、市長。独断でぱっぱっぱ物を決めていくと、後から市民に説明説明といっても、それは事後承諾なのです、現実には。だから、今のこの最高裁の判例のように、ぴしゃっとしたものをやっていないといつかひずみが出るということをおし上げておきます。

それから、1番目と3番目が、この最高裁の判例事例として紹介したわけでございます。

そこで、1番目の商工会議所について伺います。

最近の商工会議所というのは、かつて専務理事が商売人のところを絶えず歩いていたのです、何かないか、力になることはないかと。最近では、どういうものか、雲隠れしたようなのかどうか、顔を見ることもない。それで、そういうことになると、商工会議所と市民の商店主の意思の疎通というのはだんだんだんだん冷めてきて、そういう大背戸さんとか、いろいろな人が専務をやったが、大背戸さんはしょっちゅう駅前の方でも回って、私たちが駅前の316をやる折、石川県の松任市、あそこへ視察に行ったのです。あそこのおかみさんが大広苑へ泊まったとあってその店を紹介してもらって、あそこの316のような整理地を見に行ったのです。物すごくよくしてくれました。それも、大背戸さんが紹介してくれた。

そういうことで、こういう組織は、市民の中を会話を持ってずっとしていないと、市民と会話がなくなって、これはだんだんだんだん疎遠になって、だから質問の1点目ですが、市長は商工会議所と市民の関わりはどのようなものか認識はあります。お伺いいたします。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 商工会議所と一般市民との関わりについてということでございますが、商工会議所におきましては、地域経済団体であるということから、中小規模事業者への経営支援など、また観光振興業の振興など、様々な角度から地域社会の発展を目指して活動されているところでございます。

具体的には、かぐや姫商品券あるいは新規創業への創業塾、または経営指導などを行っているところでございますが、その他といたしまして、高校3年生の模擬試験の面接の実地体験とか、幅広く市民との活動をいただいているところでございます。

このように、地域の商工業者のもとより、地域住民の意見やニーズを酌み上げまして、関係機関と連携しながら、住民に喜ばれる住みよいまちづくりに貢献をいただいていると考えているところでございます。

議長（大川弘雄君） 13番宇野議員。

13番（宇野武則君） 商工会議所の業務運営の基本原資は何かということです。今回、625万円ですか、県へ払っていた金も浮いたわけですか。商工会議所も、2億円近い積立

てがあるというのですが、今運営の原資はどのように認識されているのか伺います。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 商工会議所の運営原資ということでございますけども、会議所会員からの収入が中心であると思っております、そのほかでいいますと、県あるいは市の補助金でございます。数字的には、会費収入が7割を超えているという状況だと考えております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 13番宇野議員。

13番（宇野武則君） 会費が足らないと、二、三年前も会費を上げたというような話を聞いておりますが。

今度は、私が言っているのは、625万円丸浮きよ、浮いているのだね。それで、私は、よその福山の小丸会頭とか呉の会頭の文書を時々読むのですが、発言している重みと内容が違うのよ。だから、福山の小丸会頭なんかも、港湾とか産業団地とか道路とかというようなものを業者と連携して進めていくような発言です。だから、もうまるっきり、私はこれから福山が一番発展するだろうなという思いがあるのですが。とにかく官民一体で、それから市長も湯崎知事と15回個人的に会談している。それは、宇田県議とか、私は宇田県議、もうこの間自民党の県連に行ったら……。

竹原市のことを、うちの後援会長を行かせたのだが、何でもやってあげますと言ったという、言ってもらって、二、三日したら電話がかかってきたとって。ああいう人がいるのだね。だから、私は、地元の県議さんに竹原吉名線の道路を頼んでおりますから、1年二、三か月になるが何も返事はないが、それでもまだ待っているのよ、一遍言ったことだから、よそへ頼むことは私は嫌いだから、そういう性質ではないの、私は、口先だけの。言ったことは守ってもらわなければいけないし、そうかといって守ってくれないから、たつとよそへ頼むというようなことは私はともしないのよ。だから、そこらをもうちよつと連携、どういうようにしているのかよく分からないが、市民が連携してこういうような成果がある、こういうような成果があるということを逐次広報でも何でも発表してもらえればありがたいのですが。その点について市長のお考えを伺いたいと思います。

議長（大川弘雄君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 国、県の基盤整備事業を中心とした調整に関する御提言というふうに理解をいたしますが、いずれにいたしましても、国・県道を中心としたインフラ整備ま

たは港湾等の重要事業につきましては、市民の関心が高いということで、議員のほうも折に触れていろんな御提言をいただいているというふうにお聞きしておりますけれども、私のほうも関係機関もありますし、個別竹原市の独自要望に関しても知事または県議会の議長に直接お願いもしているところでございます。

いずれにしても、早期に完了することを目指して日々努力しなければいけないですし、議員がおっしゃるように折に触れていろんな要望をしていくと、それに向けて、要望に対する進捗を市民の皆さんにいずれかの形でお示しをしていくということが大事ではないかというふうに思っております。

議長（大川弘雄君） 13番宇野議員。

13番（宇野武則君） よろしく頼みます。

500万円の三原へ出した創建ホームの、これは私も専門家でないのうちの弁護士さんに話をしてみないと分からないのですが、私はこの法律の解釈が、ここへ皆明細は来ているのですが、少し法律の解釈を誤っているのではないかというような思いがありまして、三原は行政圏外です。それで、今言うように、情報公開請求でいろいろこういう仕事をやりましたとって決算報告書も頂いております。それが、今言うように、事務所の、あれは展示場は相当前にできたのですから、庁舎移転のために施設の移転をするのではない、あそこはもうずっと前からできているのです。そこへ500万円を出しているということは、法律上では拡大解釈だろうというふうに思うのですが、実際弁護士と相談したということですが、弁護士からどういような、違法性はないという判断をいただいたのか、その点について1点だけ伺います。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） こちらにつきましては、地方自治法第232条の2により、地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができるということになっておりますので、そういった観点から補助をしていると認識しているところでございます。

議長（大川弘雄君） 13番宇野議員。

13番（宇野武則君） 三原市は行政圏外ですね。そこでもこの法律が適用されるということで解釈してよいのですか。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） こちら行政圏外ということではございますけれども、本市の公

益上必要があるということから、本市の市内外によらず本社機能を仮移転することが、本市の負担軽減と支援目的である庁舎移転の早期進捗につながっていることから、本市にとって公益性があったものと考えているところでございます。

議長（大川弘雄君） 13番宇野議員。

13番（宇野武則君） そうではないのよ。だから、私がこれ、情報公開請求でもらっているのが、展示場、今言った3点の改装費なのよ。改装費で情報公開請求でちゃっと来ているのよ、もう。それで、担当者が、ここの位置が分からないからネットで調べているのよ。そうしたら展示場だったのよ。今こっちの本社のほうでも1階にあるでしょ、流しとかいろんな展示が。あれの改修費といって3点改修しているのよ。だから、支店の移転とかというような内容ではないのよ。そこらを弁護士にその内容を適正に説明して違法でないという判断をもらったのかどうか。それは全然違うのよ、中身が。裁判になったりしたら、現場検証したらすぐ分かるのだから。逃げられないのよ。その点どうですか。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） こちらの内容につきましては、補助金の内容その他について弁護士のほうへ情報提供いたしまして確認を行っているところでございます。

議長（大川弘雄君） 13番宇野議員。

13番（宇野武則君） では、弁護士から違法性がないような文書を議会へ提出されますか。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） こちらにつきましては、資料の送付や電話等による相談ということで相談させていただいております。

議長（大川弘雄君） 13番宇野議員。

13番（宇野武則君） いや、三原のそういう今言うような改装費でも、公益上利益があるような判断を弁護士さんがされたのか、その文書を議長を通じて議会に提出されますか。顧問弁護士は、年間83万円でしたか、随分使い放題で年間に83万円払っているわけだから、そういう公式な文書、公金を支出しているわけだから、現実には。その500万円が三原でも違法性はないのだということを弁護士は本当に言ったのかどうか、その文書の提出はできるのですか。

議長（大川弘雄君） 副市長。

副市長（新谷昭夫君） 顧問弁護士とのやり取りにつきましては、一定に資料をお見せす

るというようなこともありますけれども、基本的にはこの件について、この仮移転等の話については、口頭でお話をしているということでございますので、何かを公文書としてお出しするという事はできない状況でございます。

議長（大川弘雄君） 13番宇野議員。

13番（宇野武則君） そこらは、大体曖昧なのよ。それは、口頭だろうが何だろうが、私のほうの弁護士から照会すれば相手の弁護士が回答してくれるのよ。それは、どちらの弁護士が違法か違法ではないかという判断だけすればいいわけだから。それは、後日そのように図らせてもらいます。

創建ホームの社屋、寄附へ、竹原市、商工会議所移転候補地に、山本会頭が議員総会で明らかにした、これが令和4年3月29日、中国新聞です。続いて、具体的に報道されたのは、5月19日、同紙朝刊でした。それから、約6か月後に、5月19日ですから、6か月後に同一内容が議会に提案されております。これは、どうも考えても不自然なのです。いろいろ新聞報道等に提案された内容が、相当違いがあるようなことなら分かるのですが、全く同じような内容が報道されている。これは、市長と会頭の事前に合意案がされていたのではないのですか、市長。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） こちらの創建ホーム社屋への移転等の関係でございますが、3月に商工会議所の移転先の一案として会頭が本社屋の寄附の意向を示されまして、その後商工会議所内で検討され、5月に議員総会が開催され、移転先を決定されたと伺っているところでございます。そういう中で、特に市長の関与ということではないものと考えております。

議長（大川弘雄君） 13番宇野議員。

13番（宇野武則君） そしたら、会頭が独断でやったというような、その半年後にそのままの議案が出ているわけよ。会頭がこういうように既成事実をつくったのではないかという思いがあるのよね。どこかで誰かがやっていないと、半年前に新聞に発表されたものが同じような内容で議会に提案されることはあり得ないのよ。

だから、絶えず市長らも、皆さん説明責任説明責任と言っているが、こころなのよ、問題は。先にこういうことで方向性を示して、そして商工会議所が議論するのならいいが、あちらが議論して決まったようなものを竹原市が二番煎じで、議会もそうだし、商工会議所でも追認機関ではないのですよ、議会は独立機関だから、否決する力があったら否決で

きるのよ。そういうようないつまでもこのようなことをやっていたら、何をやるといってもおかしいことになるのよ、我々も責任もあるのだが。こういう、会頭だろうが誰だろうが、市民の税金で出すわけだから、それはみんながしょうがないな、それはというような体制でやってもらわないと困るのよ。その点どうですか、市長。

議長（大川弘雄君） 副市長。

副市長（新谷昭夫君） 過去の経緯を申しますと、商工会議所さんの移転先というものがなかなか決まらない中で、会頭のほうから自社ビルを市のほうへ寄附をいただいた上で、本社を移転するという話もいただきました。これが、要は今県の合ビルを購入して工事をしておりますけれども、なかなか商工会議所が3階部分にずっとおられるという状況の中ではそういう工事にも着手できないという中で、商工会議所の会頭さんも御決断をいただいた上で、早期に移転が進められるという状況になったということがございますので、そういったところを踏まえた中での対応ということと、先ほどの3月と9月という部分につきましては、最初のそういう商工会議所の部分も含めて一候補として出された以降に、当然会社としての新しいビルを建てるというお話はありましたけれども、それが翌年度後半、年末とかというお話もございました。ですので、そういったことで、合ビルの管理費というものを、5年度分についてそれを節約することも含めてお話をさせていただいた上で、仮の社屋へ移転をしていただいて、早期に移転が進んだという状況でございます。

議長（大川弘雄君） 13番宇野議員。

13番（宇野武則君） 創建ホームの本社は自分のところの理由で遅れたのよ。そのようなことは誰も皆知っているのよ。入札が不調に終わったのだろう。それから、実際は早く早くと言うのなら、福社会館のところへ特別委員会である程度決まったものを踏襲すればよかったのよ。ただでやってもいいのよ、あれは。そうすれば、維持管理も助かるし、固定資産税も入るだろ。私は、そういう計算ばかりしているのよ、今、そうしないとこの窮地を乗り越えられないと思っているから。それは、市長の意向でやめたのだから。特別委員会のくだりを見たら、市長も言っているのよ、特別委員会の結論を踏襲するというような内容で、そうだったろうと思うよ。

これは、このぐらいいしておきますが。もうちょっと慎重に、いいものは、議会だからといって早く説明したからってワーワー言いはしないのよね。ぽんぽんぽんぽん出すから怒るのよ。ここもそうよ。

それから、今、印鑑というの、印鑑、印鑑、これは全部印鑑、あれは印鑑、あなた方は簡単にこうやって印鑑と言っているが、出るところへ出たらこの印鑑は通用しないのよ。市長、これは山本会頭の印鑑よ、割り印も押している。これは、真っ白よ。それで、今國川部長が赤インクを押したのを持ってきたが、普通これは出るところへ出たらつまらないのよ、通らないのよ。ここへ割り印を押しなさいと書いて書いているのよ。それで、署名しなさいと書いて。これ真っ白よ、真っ白けよ。こういう文書は、情報公開で出すようなことはしないほうがいい。私は、そのようにぼかんとして見てはいないから、一応見るからね。

ということで、事務の責任者は副市長だから、担当部課長にこういう、これは一応情報公開請求でもらった公文書だから、山本会頭の印鑑はあるが市長の印鑑がないというような公文書は私は見たことがない、出るところへ出たら、裁判所なんかは無効よ、ということです。

次に、ゆめタウンの質問をいたします。

ゆめタウンは、令和4年11月に撤退したのですね。これは、私らは大分前から耳へ入っていたのよ。これは、私はイズミが年末にと言ったのは、イズミとフジはライバル会社なのよ。だから、四国から九州に向けてずっとどっちかが出店したらどっちかが出店するような会社なのよ。

だから、第1店舗の、私はイズミはよく知っているのよ。うちの前にあの店長がいたのよ。ここへ出した頃には、イズミグループでも3本の指に入っていたのよ、店長の、給料もよかったし。その代わり2時から3時に市場へ行くのよ。それで、ここへ四国へ勤めていた若い者が竹原の人間だが。お父さんが、宇野さん、イズミに勤めていたら死ぬから、どこか会社を紹介してくれと言うから、津田産業へ紹介したら、椎野さんが大阪へくれと行って大阪へ連れていった子供がいる。それぐらい厳しいのだが、このイズミというのは、トップに行っていたのよ。店長はアパートが、うちの前だから、毎朝運転するのが分かる。

そのイズミが、耐震補強をやってくれという交渉をしていたのよ。それで、交渉していたのだが、どういうあれだったのかな、先代の竹本勲さんの折には、いつときイズミの賃賃を下げたのよ。下げてくれという交渉があつて下げた。それから息子さんになっているのだろうが。耐震交渉が決裂した理由は、管理会社のほうからやらないという判断で、イズミのような会社だから、じわじわじわじわ交渉はしないから、駄目になったらぱっと去

る。この人達は、イズミでもフジでもそうだが、ずっと客の状況というのは毎年把握しているのだから。だから、私は、区画整理でも早くやれと言っているのは、早くやらないとあれは不要地になってしまうぞという、フジが撤退するようなことがあったら、あそこらはがた落ちだからね、そういう懸念があるから私は言っているのよ。それは、フジや、イズミは、判断が早いから。

私は、この前も言ったように、東広島の安本さんと飯を食べたことがあるが、徹底的に市場調査するのだから。市場調査して、社長が最後の結論を出す。それで、あの頃35店やっていると言ったのかな、35店やって、個人の店が25店あると言っていたが。そうだから失敗しないのよ。

ということで、市長はこの耐震の交渉をやっていたということを知っていたのですか。
議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） ただいま議員からお話がありましたけども、市におきましては、そういう交渉があったということは承知していないところでございます。

議長（大川弘雄君） すみません。この際、会議時間を延長しておきます。〔午後3時55分〕

13番宇野議員。

13番（宇野武則君） イズミから管理会社へ支払われた賃貸というのは、月に数百万円よね。それで、私らも、ほぼそれは分かっているのですが、本来は耐震補強はあまり大したことではなかったのよ。県庁へ行ったらよく分かるでしょう。外はあまり触れていないが、中をやっているでしょ、きれいに、耐震補強と一緒に内装をやっているのよね。あれでまた当分もつよ。

だから、どういうふうな行き違いがあったのか、私らもその場にいなかったからよく分からないのだ、大体のことは分かっているのよ。だから、本当はここは耐震ができたのよ。そこらの前から言っている陣笠も大学も皆できたのよ。できるのだが、採算が合わないのやったら、500万円ほどかかるというのだが、500万円かけて、利用者ががた落ちになっているから、採算が合わないから皆さんやめている。

県庁なんかは私もよく行くから分かるが、県庁なんかは間仕切りを皆切って、ずっと向こうまで全部分かるようにしているが、あれで耐震は済んでいるのよ。県庁だから、いろいろな人が耐震診断をやってからああいう方向で、これから10年もっているのか20年もっているのか知らないが、県の建て替えというのはもう20年ぐらい前から建て替える

建て替えろと大山さんがいた頃から言っているのだからね。しかし、県民の同意が取れないだろうということです。ずっと先延ばしになってきたのが今の県庁なのよ。私は、その頃から県庁へしょっちゅう行っていたからよく知っているのですが。

そういう流れの中で、自己破産を選択したのでしょうか。それから、自己破産して、私は、管財人が竹原市にストレートで来たというのが、ここは疑問なのです。寄附ということのその理事の関係もあって、また餌に食いついたのかなというような、こういう疑問もあるわけよ。

だから、市長、企業経営に失敗したということだから、どっちみちもう耐震をやらなかったのだから、イズミが去ったらここは実際更地にして、市長らは子育てや何だかんだと言って言っているが、子育てなんかは余るほどあるのですから、竹原近くでも。こども園からたけのこ園からふれあい館や中央こども園や小学校のこども園だ、運動会に行ったら人間はもうぽつんぽつんしかいないのよ。そういう中で、何かしてやらないと整合性が取れないからというような格好でしているだけで、実際現実を見たら、もうそういう時代ではない、ここをやるのなら、専門家にどういうものがここでできるか、できたら2万人の町で採算が取れるかどうかというのを先に議会に出す前に調査するべきよ。そう簡単なものではない。これは、市長、これがぐじゃぐじゃになったら、住民の請求が出るよ。

この奥のほうでもいろいろな企業があって、下関のほうでも関門のフェリーなんかでも、皆出ているのだから、失敗したのが。我々こう言ってから、言いながらも、あなた、強引にやったら、そのとおりにならなかったら、お荷物になったら、住民から、市民に財産的負担を与えたというので裁判をされたら勝てないよ。そこらも踏まえて、市長はこれから進めていくのかどうか。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） イズミを含めました、旧ゆめタウンを含めました一体的なエリア整備につきましての御質問でございますが、現在、どういったものを整備していくかということにつきましては、今後民間事業者、今年度委託しておりますが、サウンディング調査ということで調査を行いまして、まちにそういった機能を設けていきたいと考えているところでございますけども、旧ゆめタウン跡地につきましては、この間も市のほうにいろいろ問合せ等をいただいているところでございますが、旧ゆめタウン店舗等の取得や解体に多額の費用がかかるということから、そういうことがネックになっている状況におきまして、破産管財人のほうから建物と敷地の寄附をということで意向をいただいたところ

でございます、解体をし、また民間の誘致ということになりましたら国の補助金も活用できるということから、一体的に複合施設を整備するとともに、商業機能の誘致ということで一体的に進めさせていただきたいと考えているところでございます。

議長（大川弘雄君） 13番宇野議員。

13番（宇野武則君） 今市内に大型量販店がありますよね。ポイントカードをいくらと行ってチラシが出るたびに客がそこへざっと流れて、次の宣伝が出たらまた流れる。これは、生活の防衛なのよ、生活防衛よ、家庭の。だから、そういうことで流れたからといって活性化とも何も関係ない。

それで、理由の中でも、公共機能の充実、私はもう50年間竹原でいろいろなことを見てきました。市民ホール、図書館、こんなのはいい、子育て支援機能など、複合施設と民間施設の相乗効果により、何を民間、何を相乗効果、やるのかよく分からないのだが、今言ったように、大型店が皆ぽつぽつぽつぽつ抜けていっているのだから。それで、抜けたら、人口減を伴うのよ、腕があるから、技術が。大学の蕎麦屋でも夫婦が広島へ皆移転してからもう勤めているでしょう。そういうところへ力を入れていかなければいけないのよ、本来は。こういう大きなものを買って、私は絶対失敗すると思っているから。そして、住民の反対が半分以上あったらどうするの。それでもやるのですか。その点について伺っておきます。

議長（大川弘雄君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 冒頭の御答弁でも申し上げましたとおり、この事業については、もちろん民間事業のサウンディング調査も含めた様々な検討を行っていくと同時に、昨年度から市民のワークショップまたは専門家による知見を交えた様々な検討を進めております。

そうした中で、今回全員協議会のほうで御説明させていただいたわけでございますけれども、いずれにいたしましても、議会の皆様の意見を踏まえながら、市民の意見を尊重し、この事業というのは進めなければならないというふうに思っているところでありますので、冒頭の答弁のとおり、市民の皆様には引き続き十分に説明してまいりたいというふうに思っております。

議長（大川弘雄君） 13番宇野議員。

13番（宇野武則君） 市長がその気ならその気でもいいのですが、解体費について管財人から提供、あるいは福祉会館とか管財人からの資料の提供ということでございますが、

管財人はどこからこの2億円の提供を受けたのか、あるいは今くいと、地下室があれば地下室、全て埋立ては、埋め戻しはできませんね。特に、環境省がやる場合、特にここへ何か建てるというたら、それを抜いておかないと障害になりますから。それは、管財人はどこから2億円という提供を受けたのか、これは確認しておきます。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） こちらの解体費でございますけども、管財人におきましては、民間売却を進めるに当たりまして解体業者から見積りを取られており、その金額は約2億円と伺っているところでございます。

議長（大川弘雄君） 13番宇野議員。

13番（宇野武則君） 飛散性のアスベストはないと伺っているということですが、アスベストの飛散性がないということはどういうことですか。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） こちらにつきましても、管財人のほうから飛散性のアスベストはないということでございますけども、この飛散性アスベストということにつきましては、福祉会館の解体ではございましたけども、使用時に浮遊度調査実施ということで、解体に当たりましてアスベストがどのくらい浮遊するかという調査を行いまして、その浮遊が大きい場合は、ああいった形、福祉会館のように全てを囲った解体ということでございますけれども、イズミにつきましてはこの浮遊性のアスベストはないということと伺っているところでございます。

議長（大川弘雄君） 13番宇野議員。

13番（宇野武則君） これは、私の知った人がここの解体を積算しているのよ。それで、いくら出したかというとなら2億3,000万円を出しているという。議会へ提案したのは2億円だがね。実際に計画した人は、これは管理型のものが何もない場合は2億3,000万円と出して出している。これはここから頼まれて出した。では、普通は、解体というのは安く出すことはないのよ。議会へ提案するには、解体というのはいろいろな、今そこのパチンコ屋などの解体をしたら、7つか8つに分類するのですから。鉄関係、いろいろなものを全部分類しなければならない。手間が物すごくかかるのよ。だから、安くすることはしないの、普通。だから、見積書2億3,000万円を出したが、竹原市は2億円と出して出されたので。

それで、飛散性というのは私はよく理解できないのですが、私はもう昔からアスベスト

というのは船の煙筒やなんかは皆巻いていたのよ、大きいのも。1年ぐらいしてあればぱらぱらになるのよね。今度はやり替える折にはばあつと散るのよ。それを作業員が皆長年吸って、心臓へ刺さったような形で肺気腫みたいになっているのよ。だから、この飛散性があるがなかろうが、アスベストを吹いていたら処理は管理型になるのよ、安定型ではなく。だから、その場合は、倍額以上になりますという回答をもらっているのよ。その場合は、誰が責任を取るのか、また追加予算を組むのかどうか、その点伺っておきます。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） ただいま議員のほうからもお話がありましたけども、確かに飛散性アスベストがある場合につきましては、解体時に完全密閉型で剥離作業をするということから、解体費が高額になるということでございます。

このたび、旧ゆめタウンの解体につきましては、あくまでも管財人からお聞きした金額で約2億円ということで説明させていただいておりますけれども、実際に解体に当たりましては、当然、公共でございますので、そういった積算等をした上で解体ということになりますので、今後この中心エリアを含めて、どういったものを整備していくかというものを調査しながら、またそういった数字についても議員の皆さんにまた報告させていただきながら、取り組んでまいりたいと考えております。

議長（大川弘雄君） 13番宇野議員。

13番（宇野武則君） 電発さんが津田産業のを買ってトタン状のドームを造りましたね。あの折の解体は三原の山陽建設がやったのだが。飛散性があるがなかろうが、アスベストの場合は、有害物質がある場合は全部飛散しないようにするのですよ、絶対に飛散しないということはないのだから、がちがちに固めているのなら別だが、それは法律でそうなっているのよ。

だから、これは、アスベストを使用していたら必ず倍以上になるのよ。倍以上になったら、管財人が竹原が買ったのだからうちは知りませんと言ったら、市民の税金で払わないとしょうがないでしょうが。管財人、あなたうそを言ったではないかといって追及するわけにはいかないよ。だから、そこらはしっかり詰めろと言っているのよ、私が。そういうこともせずに、ぱっぱっぱっ市長が買うというのなら、我々も腹をかけてやらないといけないので。私らは生易しいことはしないよ。

だから、とにかく全てのことをオープンにして、普通はこのような自治体はないよ、市長、笑い物になるよ。倒産会社を公金を使って、それからここの固定資産税を私が聞いた

のは、今度は0円になるのだから、市が取得したら。固定資産税は取れないだろう、市が。0になるのよ、0になるから、10年、20年固定資産税はどれぐらいになるのかなということを私は聞きたかったのよ。補助金だ何だといって、寄附だ補助金だというのは、これは美しいように聞こえるが、補助金も税金よ。国が4、5年先にはプライマリーバランスを0にするといってもう発表しているでしょ。国だからといってどっどっどっどったんと金を、あれもただ、これも出すといつてやるなら、税金をもらわなくてもいいのだから。

だから、そこらをとにかく内部で慎重に慎重にやらないと、これぐらい市民が怒った案件というのはないから。これだけ言っておきますよ。市の幹部がバッジをつけているやつはどうしようもないといつてこの間昨日も夫婦が出てきてから怒られた。今日は私は一応確認はしますからといつて言っていたのだが、これだけ大きな事業だから、そうそう賛成賛成というわけにはいかないのよ。それだったら私はバッジを外すのよ。

終わります。

議長（大川弘雄君） 以上をもって宇野武則議員の一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

議事の都合により、6月25日午前10時から会議を再開することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後4時14分 散会